

開会の日 令和4年9月27日(火)  
場 所 協 議 会 室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
市民福祉部長	藤井	弘史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都竹	信也
市民福祉部次長兼市民保健課長	渡邊	康智
地域包括ケア課長	佐藤	博文
子育て応援課長	今村	安志
総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長	森本	睦睦
地域生活安心支援センター長	中切	智子
地域生活安心支援センター長補佐兼基幹相談支援係長	青木	陽子
市民保健課長補佐兼健康推進係長	後藤	和宏
市民保健課長補佐兼市民係長	川上	聡子
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清水	浩美
市民保健課古川保健センター担当係長	小洞	尚子
農林部長	野村	久徳
畜産振興課長	古川	尚孝
農業振興課長	今井	進進
林業振興課長	竹田	慎二
農業振興課長補佐兼農務係長	清水	則久
農業振興課担い手支援係長	葛谷	智徳
林業振興課長補佐兼林務係長	吉本	法法
林業振興課長補佐兼森林調査係長	東	弘通

食のまちづくり推進課食のまちづくり推進係長	今 井	くみ子
畜産振興課畜産係長	加 藤	唯 高
基盤整備部長	森	英 樹
建設課長	藤 白	規 良
都市整備課長	忍	哲 也
建設課長補佐兼建設係長	砂 原	忠 久
建設課長補佐兼農林土木係長	中 山	圭 介
建設課長補佐兼管理係長	川 崎	忠 相
都市整備課長補佐兼建築係長	直 野	幸 浩
都市整備課都市整備係長	岡 田	信 和

◆職務のため出席した  
事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	倉 坪	正 明
	渡 辺	莉 奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

認定第1号	令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（ 開会 午前10時00分 ）

## ◆開会

## ●委員長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。本日の出席委員は全員であります。

それではただいまから、決算特別委員会を開会いたします。本委員会の会議録の署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。当委員会に付託されました案件は、お手元に配付した一覧表のとおりであります。昨日に引き続き、質問は一問一答制とし、内容がしつかりと伝わるよう要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己のお名前を告げ、質疑は決算書等の資料名と該当ページを示してから質問されるようお願いいたします。以上、ご協力をお願いいたします。

## ◆認定第1号 令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

## 【基盤整備部所管】

## ●委員長（葛谷寛徳）

それでは付託案件の審査を行います。認定第1号令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、基盤整備部所管の歳入歳出決算を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（葛谷寛徳）

森基盤整備部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □基盤整備部長（森英樹）

皆さんおはようございます。基盤整備部所管についてご説明いたします。主要施策の成果に関する説明書の歳出の主なものについてご説明いたします。基盤整備部所管は268ページからでございます。

初めに建設課の事業についてご説明いたします。269ページ中段の除雪事業を御覧いただきたいと思っております。冬季の道路交通を確保するために、迅速かつ効率的な市道除雪に努めてまいりました。併せて計画的な除雪機械の更新を行っております。除雪事業の概要としましては、市道881路線について、市内35の業者に除雪作業を委託しておりまして、昨年度は特に降雪量、降雪日数も多かったことから除雪費は約7億9,600万円となりました。

また、除雪機械の更新計画に基づきまして、昨年度は大型ロータリー除雪車1台を購入しまして、神岡町のほうに配置しております。

評価と課題対応策についてですが、令和3年度はシーズンを通して断続的な大雪に見舞われまして、記録的な降雪量となりました。通常道路除雪の出動回数は多い地区で54回にも上りました。また、平均気温も過去5年平均より一度前後低く、雪が溶けにくい状況であったことから、圧雪後の路面生成や除雪後の雪の持ち出しの要望が多く寄せられまして、除雪出動回数が増加した要因の1つとなったと考えられます。このような状況において今後は、既存の除雪機械の計画的な更新と併せまして、ニーズに合った除雪機械の新規導入についても検討してまいりたいと考

えております。

また、飛騨市ボランティア除雪活動につきましては、これまで燃料費を支給する制度を運用してまいりましたが、令和4年度は、道路除雪サポーター制度と名称を改めまして、5年を目安に活動いただける方を除雪サポーターとして登録しまして、燃料費に加え、個人で購入する小型除雪機に対しても、市が支援できる制度に拡充する予定でございます。

続きまして272ページ、地域基盤振興費事業の古川町分でございます。市内各地域における様々な課題についてきめ細かく対応するために、毎年各地区から提出される地区要望を中心に道路や水路の維持修繕などに取り組みました。決算額は6,387万1,000円となっておりますが、その内訳は、令和2年度の繰越し分が487万2,000円。令和3年度分が5,900万円となっております。事業概要欄には100万円以上の工事、24か所についてのみ記載しておりますのでお願いいたします。

評価と課題対応策ですが、令和3年度の市の要望件数は287件でありまして、そのうち緊急性や優先順位の高いものから地域基盤振興費等により114件について対策を実施しております。実施率は39.7%と、令和2年度を上回る結果となり、地域の要望にある程度お応えできたものと考えております。

また、毎年地域要望の中でも早期に対応すべきものにつきましては、極力迅速に対応するよう心がけてきておりまして、今後もスピード感と柔軟性を持って対応してまいります。

続いて274ページ、道路新設改良事業でございます。市道の改良整備、老朽化修繕対策、交通安全、防災対策については極力、国の有利な補助事業を活用しながら実施してきております。274ページでは、国土交通省の補助事業による社会資本整備総合交付金事業で実施したものを記載しております。275ページには、国の内閣府の補助でいただいた道整備交付金事業により実施したものの、市単事業で実施したものを記載しております。

評価と課題対応策ですが、昨年度は大きな成果として7月に市道釜崎～朝浦線が事業着手から14年の歳月と約9億円の事業費により無事開通することができました。今後は神岡小学校までの残り200メートルの未改良区間について整備を進めてまいります。

道路整備には有利な補助事業の活用が不可欠でありまして、今後も国や県の新しい補助制度に十分注視しながら対応してまいります。その上で、交通安全、防災対策など、市民の安全安心のための道路整備、商工業や観光などの産業振興のための道路整備などを計画的に進めることとしまして、令和4年度は新規の国庫補助事業を活用して、神岡地区の既存井戸を利用した消雪設備や大規模地震に備えた橋梁の耐震化事業を実施する予定でございます。

276ページ上段の橋梁維持補修事業でございます。こちら5年ごとの橋梁定期点検の結果を基本にしまして、5段階判定で健全度Ⅲ以上となった橋梁について、計画的に補修事業を順次実施してまいりました。市内の市道橋の総数は現在354橋となっており、このうち令和3年度は79橋の点検を実施し、健全度の低い市内3橋梁について修繕工事を実施したところでございます。評価と課題の部分ですが、定期点検や橋梁塗膜調査により、有害物質が確認された橋梁等については、早期に対策工事を行うよう進めてまいります。

また、橋梁耐震化も含め、市道の重要度なども勘案して優先順位を定めるものとして、今後も計画的に修繕対策に取り組んでまいります。また、こうした維持修繕について高いスキルを持った若い技術職員を育成するために、メンテナンスエキスパート、通称MEと言われる資格の保有

者を増やしていくよう努めてまいります。

続いて、279ページ上段の土地改良事業でございます。県営の中山間地域総合整備事業を2地区、その他県営事業3地区について現在実施中でありまして、今後も県農林部局の力を最大限にお借りしながら、公立で有利な補助事業を活用しながら、土地改良施設の整備を進めてまいります。

評価と課題の部分ですが今後、市内多くの土地改良施設が老朽化を迎え、特に幹線水路には多額の費用がかかることから、計画的に長寿命化対策に取り組んでいく必要があります。その上で、令和5年度から新たに県営かんがい排水事業により、古川の古川町大久古用水路の長寿命化に着手してまいります。

280ページ上段を御覧ください。林道整備事業です。こちらは森林整備を促進するための林道開設、改良、橋梁点検を実施しておりまして、林道環境の整備に努めてまいりました。評価と課題の部分ですが、高齢化、受益者、後継者の減少や山林への関心離れ等によりまして、地域による林道の機能を維持していくことが非常に困難な路線が増加すると予想されます。令和3年度には、受益者分担金の見直しにより、負担軽減を図ってまいりましたが、今後さらに市と森林所有者が連携しながら市道管理のよりよい方向性を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、都市整備課の事業でございます。283ページ上段、公園管理臨時事業でございます。こちら、飛騨市の公園施設長寿命化計画に基づきまして、平成29年から老朽化した公園施設について計画的に更新を進めております。

令和3年度は、杉崎公園の遊具更新等を実施しておりまして、現在10月中旬のリニューアルオープンに向け、工事の最終調整を行っているところでございます。その他、上気多公園の再整備、千代の松原公園の多機能バリアフリートイレの整備、坂巻公園の園路整備を実施しております。

評価と課題対応策についてですが、遊具をリニューアルしました杉崎公園につきましては、安全で安心して遊べる魅力ある公園として、多くの市民に利用していただけるよう今後もしっかりPRをしてまいりたいと考えております。

また、誰にでもやさしい公園を目指しまして、令和4年度は障がいのある子もない子も、全ての子供が一緒に楽しめるようインクルーシブの遊具を古川町と神岡町の公園1か所ずつを整備計画しておりまして、これらの利用状況を把握しながら、今後も計画的に導入したいと考えております。

また、市街地に位置する千代の松原公園についてですが、あまり利用されていない現状を踏まえ、令和4年度は、幅広い世代からアンケート調査を実施しておりまして、多くの市民に愛され、利用される公園を目指して再整備計画を進めてまいります。

続いて、284ページ中段の街なみ環境整備事業でございます。こちらは、令和元年度に策定しました飛騨市無電柱化推進計画に基づきまして、古川町の町並みを形成する市街地道路について無電柱化事業を推進しております。現在進めております市道壺之町線の進捗につきましては、令和2年度に工事に着手し、令和3年度も本体管路等の埋設工事を計画どおり進めていくことができました。令和4年度は、残りの県道古川停車場線までの区間の整備と、管路の一部入線工事を進める予定としております。

評価と課題の部分ですが、無電柱化と併せて街路灯の民地への移設について、これはかねてか

らの問題でありましたが、令和3年度に地元説明会や街灯のサンプル展示会を実施しまして、地元区や沿線住民の方々の承諾をおおむねいただくことができました、これは大きい成果であったというふうに評価しております。

次の無電柱化路線として大横丁線を計画しておりまして、令和4年度は、事業実施に向けた予備調査、電線管理者と地元との調整を進めておりまして、なるべく事業費を軽減するための財政的に有利な補助事業の活用を現在検討しているところでございます。

続いて285ページ下段です。市営住宅長寿命化改修事業でございます。市営住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るために、平成25年度から公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、住宅の予防修繕と、耐久性向上の工事を順次実施してまいりました。令和3年度までの進捗率は74%となっております、31棟の住宅の修繕が完了したところでございます。

評価と課題の部分ですが、令和5年度までに耐用年数の2分の1以上を経過する住宅が全体の約4割になるということから、住宅の改修が必要な時期を迎えてきているということでございます。当面、長寿命化対策を実施しながら、できる限り使用期間を延ばしていく方針でございます。今後は、人口減少や民間アパートの需給状況など、市内の住宅事情の変化を踏まえた上で、市営住宅の建て替えや統合等を行う必要もあると考えております。

令和4年度からは民間アパートの建設支援について新たな支援制度をスタートしましたが、今後も民間活力の活用によるソフト面の対策を中心に検討してまいりたいと考えております。

続いて286ページの下段です。住宅対策臨時事業でございます。こちらは、定住・移住を促進するための住宅新築購入支援、ひとり親家庭への家賃支援など、地域課題に対応した住宅対策事業を行ってまいりました。

また、住宅関連事業の裾野の広さを利用した市内経済対策。安全で快適に暮らせる住まいの支援として新たな住宅リフォーム補助事業を行いました。

実績としましては、住宅新築購入支援が43件でございました。新築21件、建て替え3件、建売4件、中古購入が15件でございます。また、住宅リフォーム補助につきましては、185件の実績がありまして、リフォーム工事の総額が3億6,500万円で、補助金に対する経済効果は約6倍となりました。

評価、課題の部分ですが、住宅新築購入支援助成金につきましては、定住・移住促進のほか、中古住宅の購入・改修による空き家対策、建て替えによる住宅耐震化にもつながっておりまして、住宅課題に対する複合的な効果があったというふうに評価しております。

また、令和3年度に制度の見直しを行いまして、対象経費の拡大や移住世帯の住宅改修の加算など、利用促進を図ってきましたが、昨年はウッドショック等の影響が大きく、計画申請が77件あったにもかかわらず、年度内に完成したのは43件となり、補助金交付実績が減少する結果となりました。

また、住宅リフォーム補助金につきましては、令和3年度から100万円以上の工事に対する補助率を高めまして、比較的大きい複合的な工事を増やすことによって、1つの工事から幅広い経済波及効果を生み出す仕組みとして制度の見直しを行いました。その結果、リフォーム工事総額が大幅に増額しまして、市内の住宅関連業界に対する経済支援としてかなり大きな効果があったと評価しております。

なお、本制度は令和5年度までの3年間としておりまして、2年目の令和4年度の実績と事業効果などをしっかり検証した上で、最終年度へつなげてまいりたいと思います。

それでは、続きまして歳入についてご説明いたします。決算書の76ページを御覧ください。分担金及び負担金というところで、中段、農林水産業費分担金でございます。土地改良事業は受益者から分担金を徴収しておりまして、001の県営事業分担金から、004の市単土地改良事業分担金まで、これら分担金をいただいております。県営事業につきましては分担金率5%~7.5%。県単、市単につきましては、分担金率10%となっております。

続きまして84ページを御覧ください。中段です、土木費国庫補助金でございます。道路の整備や側溝の改良、あるいは除雪等につきましては、国から交付金をいただいております、001の社会資本整備交付金の道路橋梁事業から003の地域住環境事業までにつきましては、国からの補助金として補助率は2分の1から3分の2の交付金をいただいております。

89ページを御覧ください。05の臨時道路除雪事業補助金につきましては、昨年度の豪雪に伴う国から特別にいただいた臨時交付金でありまして、補助率50%でございます。歳入につきましては以上でございます。以上で基盤整備部所管の説明を終わります。

●委員長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（谷口敬信）

成果の除雪のところでお尋ねいたします。275ページから276ページ。令和2年度に除雪費だけで5億9,400万円ぐらいありまして、去年が除雪費だけで7億9,600万円あったということで、令和3年度の成果を見ておりましたら、評価ですか、除雪の委託の費用の算出について、迅速かつ事務軽減のために除雪管理システムの導入を検討しているが、岐阜県において除雪管理システムの導入が進んでおり、県道と市道と同一業者が除雪する事業者もいることから、別システムによる事業者の手間が増えることのないように岐阜県の動向も把握し、導入に向けて引き続き検討していくという文章が載っていたんですが、これに対して令和3年度は、そういったこのようなことを進展したことはありますか。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□建設課長（藤白規良）

除雪システムの導入は以前から検討しているんですけども、飛騨市の場合、今おっしゃられたように県道の除雪と市道の除雪と同一業者が同一機械で除雪をするということで、そのシステムの導入をするんですけど、その辺のすみ分けがまだまだできていないということで、県のほうでとりあえず試行段階のほうで動くということで、飛騨市としてはその状況を見ながら、また今後検討していきたいなというふうに考えています。

○委員（谷口敬信）

分かりました。大体何年先というか、いつ頃そういったシステムが統一できるようになるのでしょうか。

□建設課長（藤白規良）

今のところまだ、めどは立っておりません。

## ○委員（谷口敬信）

分かりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

## ○委員（野村勝憲）

豪雪について関連ですが、今年は特に多かったですけども、要は町の中の除雪した雪は、市の駐車場の中に置いたり、あるいはほかに持って行ったり、また処理場、そういうところに置かれるんですけど、問題は郊外の雪を処理するのにやっぱり個人の田んぼや畑を利用して、そこに置かれるんですよ。そうしますと、個人の方が、当然、今年のように雪が多いと春の作業にも影響してくると同時に、土壌にも影響するというクレームがきているんです。そういったことは市には届いていないのでしょうか。

## ●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

## □基盤整備部長（森英樹）

市のほうにもそういう苦情とかは多数寄せられております。やはり郊外のほうへ行きますと、どうしてもそういった農地へ入れさせていただかないと、市道の除雪というのは成り立っていかないという部分があって、何とか入れさせていただけるところはお願いしておりますけども、春の耕作に影響があったりして、もうこれ以上入れてもらえないというふうに言われるところについては、極力入れないように業者に指示しております。

ただ、そうしますと効率的な除雪が時間内にできなくなってくるということもありますので、その辺はまた除雪業者と、毎年シーズン前に打ち合わせをしておりますけども、何とか協力いただけたところにはご協力をいただけるように、区のほうにもお願いしながらということでご理解いただきたいと思います。

## ○委員（野村勝憲）

時間帯によって、特に子供たちの通学の道路確保ということで非常に必要なことで、あるいは通勤も、そういうことなんですけど、やはり今年のような豪雪のときは特に配慮していただいて、苦情がやっぱり市にも相当届いて、私のところにも大分来ているんです。そういうことなので、できるだけ平年の雪のときはそれほどないと思いますけども、特別なときだけは、ぜひ具体的な対応をお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

## □基盤整備部長（森英樹）

昨年もですが、農地に山積みになってしまって、溶けるのがもう春先ずっと続くというようなことがやっぱり懸念されますので、そういった点は配慮したいと思いますし、持ち出しも、やっぱりやっていけないのかなと思っていますので、その辺はしっかり対応していきたいと思っています。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

## ○委員（籠山恵美子）

今の関連ですけど、昨年産業常任委員会と業者さんたちとで懇談会をやられたときに、やっぱ



り業者さんも大変苦勞していました。雪をかいても、それを下ろすと苦情を言われたり、叱られたり怒鳴られたりということで、本当に苦勞しているようでした。ですから、具体的に行政でやることとしたら、例えば協力してくださる農地の所有者の方は、どこにいるのか、どなたなのか、絶対うちは駄目だよという所有者は誰なのかをちゃんと調べて、協力してくださる方には、今、部長がおっしゃったように何かの協力手当のようなものも、これから考えていく必要があるのではないのでしょうか。でないと、結局、毎年毎年業者さんが苦勞するわけでしょう。それで、そのまま放りっ放しでは、ますます所有者さんと業者さんが対立するばかりで、それを放っておこうということはできないでしょう。その協力金がいいかどうかは別ですよ。何か手当てを打たないとね。その辺りは考えいらっしゃるんですか。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

冬季の除雪の堆雪場所につきましては、古川だけでも何千箇所という土地について市民の方にご協力いただいております。それを1か所1か所、ここはいい、ここは駄目とかと把握することはなかなか困難でございますので、基本は区長会でありますとか、区の役員の方に取りまとめていただいて、ここはいいですよ、ここは駄目ですよというのをご協力いただいている次第でございます。

それで、除雪事業そもそもが市民だけではなくて不特定多数の方が利用される道路でございますので、その方にだけ協力金を払うとか、そういったことはちょっと考えておりませんが、そういった機会があるごとに、協力に対してのお礼を述べさせていただいたりとか、区長会でもご協力に対してのお礼を申し上げさせていただいているところでございます。今後も引き続き続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員（籠山恵美子）

私、何も別に市が主体的に調べろと言っているわけではないですから、区長会のそういう協力を得られて、大体、そういう協力してくださる方をちゃんと掴んでおくということをやっているのなら、多少安心ですけど、それはやられているわけでもんね。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

はい。100%全て把握しているというわけではございませんが、ある程度の箇所につきましては把握しております。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

関連ですけど、例えば雪が残ってしまって、やっぱり年寄りの方がいらっしゃって、一生懸命雪を消すために、畑の土を雪の上に被せて何とか雪を溶かそうということもやっていらっしゃるんですよ。そういうところが何軒かいらっしゃるので、その辺のこともちょっと配慮していただいたことを区長会も含めて、行政指導でもお願いしたいなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

□基盤整備部長（森英樹）

はい。そういったところは行政としては、配慮しなければいけない部分だと思いますので、その辺をしっかりと対応したいと思っております。

## ○委員（高原邦子）

この除雪の期間、雪が降ると担当の職員さん、本当にいろいろな電話を受けたり、大変だなんて私は思っています。ご苦労なことですが、私、今、除雪と排雪の辺のことを、市民の方がちょっと御存じないところもあるのかなと思うんですよ。

それで、除雪は車が通れるためにありますよね。そのあと溜まったものを排雪と言うか、違うところにとというのが、なかなか行き届いていないので、除雪と排雪をごっちゃにしている市民の方がいて、私もいろいろ言われたことがあるのですが、「まずは除雪が一番なんです。」とは言っているのですが、排雪と除雪のことをどのように考えていらっしゃるか教えていただきたいと思います。

## □建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

高原議員がおっしゃられるとおり、除雪と排雪は一緒なんですけれども、ちょっと違うということは確かにございまして、最初に通行の確保をする。ただし、雪の降雪量によっては除雪だけで対応できないということもありますので、排雪につきましては、区長さんを通して市のほうにご連絡いただくというふうで区長会のほうにお願いしておりますが、おっしゃられるとおり市民の皆様には十分伝わっていないことも承知しておりますので、その辺は粘り強くチラシの配布方法でございまして、周知の方法を工夫しながらご理解していただくように努めてまいります。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございせんか。

## ○委員（井端浩二）

ちょっと確認をさせてください。285ページの無電柱化ですが、今、壺之町線をやられているということで、大変すっきりしていい町並みになるなと思いますが、街路灯については、ちょっと僕も確認していないのですが、街路灯も一緒に工事をやって移動をしてやっているのか、その辺の確認をさせてください。

## □基盤整備部長（森英樹）

はい。無電柱化と街路灯を民地側へ移設する工事と、あと最後の景観舗装、この3つがセットで今、事業としてやる予定にしておりますので、最終的には電柱がなくなって、街路灯が道路を阻害することがないように、路面が景観に合った綺麗な舗装になるという形になるということでございます。

## ○委員（井端浩二）

ということは街路灯を、今の民地へ移動するということは当然許可を得てやるわけですよね。そして、その予算的な面については、その町内会が払うのか、あるいは市の補助があるのかについてちょっと教えてください。

## □基盤整備部長（森英樹）

全て市の工事で行います。

## □委員（谷口敬信）

橋梁維持補修事業なんですけども、令和2年度の決算の橋梁の数が339橋でしたが、令和3年度の末の橋梁総数は354橋となっておりますが、何か増えた原因があるのでしょうか。それともう1個だけついでに関連で、そのうち何%というか、何橋、点検と補修事業が終わったかどうか教えて

ください。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□建設課長（藤白規良）

橋梁が増えた原因と言いますのは、まず橋梁の条件というのが、橋梁長2メートル以上ということで、小さなボックスカルバートが2メートルあれば、橋梁というふうにカウントされまして、その辺をいろいろ台帳整理していくと、そういうものが増えてきて、徐々に橋梁数が増えてくるということでございます。

なので、まだ今後も増える可能性はあると思いますし、また農道から市道に移管したものについても、これは市道橋のカウントですので、そちらが増えてくる可能性があります。あと、未着手の橋梁につきましては、約12橋でございます。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかございませんか。

○委員（水上雅廣）

決算書のほう、歳入歳出決算書の213ページ、道路新設改良費の委託料なんですけど、2,300万円余りの不用額があるということで、これだけのものが不要となった理由をお聞かせいただきたいと思うのですが。

□建設課長（藤白規良）

この2,300万円余りの事業費につきましては、市道杉原～小豆沢線のJRの跨線橋の改良を含めた委託をJRと協議をしております、本来そのJRさんのほうで、令和3年度中に受けていただける予定でございましたが、設計内容の調整等がありまして、実際それが困難となったものですから、予算残となりました。その協議は当初3月補正の締め切り以降もずっと行っておりまして、とりあえず予算をそのままにしております。余った分の財源につきましては、今年高騰した除雪費のほうへ充当しております。以上です。除雪費ではなく、他の事業のほうで使っておりますので大丈夫です。

○委員（水上雅廣）

不用額を他の事業へ回したということですか。不用額は不用額だよな。

□建設課長（藤白規良）

不用額ですが、支出の予算はそのままにしているんですけども、支出先は別の事業のほうへ、国費を充填しておりますので。

○委員（前川文博）

説明資料のほうの287ページ、住宅リフォーム補助金なんですけども、今年、令和4年度は2年目ということなんですけども、これは令和3年度応募総数と、採択件数の数、率を教えてくださいたいのですが。

□都市整備課長（忍哲也）

令和3年度の住宅リフォームの実績でございますが、申請件数が406件ありまして、4月の受付は先着ということで131件でございます、7月に第2回目の受付を行った際には抽選で行いました。その抽選が275件でございます。そうすると、申請件数406件に対して、交付件数が185件で

ございますが、7月第2回目の受付の抽選に関しましては、275件に対して54件の当選ということで、当選倍率は5.1倍ということでございます。

○委員（前川文博）

そうしますと昨年の7月の抽選で221件が抽選に漏れたということなんですけども、この方が令和4年度に再要望された方とかというのはどれぐらいあったのでしょうか。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□都市整備課長（忍哲也）

すみません。再度の申請されたかというのは把握しておりません。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（井端浩二）

先ほどの無電柱化についてですが、今年になって市道大横丁線をいろいろ調査して、次に計画をしているわけですが、今の旧国道も県でいろいろな無電柱化を考えているようですが、この後、大横丁線をやった後、まだ先の話になりますが、古川であるとか、あるいは神岡でやるところがあるのか、それについて分かっている範囲で教えていただきたいなと思います。

□都市整備課長（忍哲也）

壱之町線が完成するのが令和6年度の予定でございますが、それ以降につきましては、市道は早くして令和6年度から市道大横丁線のほうを開始したいと思っております。県道につきましては、今現在ひだしん交差点から霞橋までの県道古川国府線につきましては、今年度、詳細設計及び無電柱化工事の一部を行うということで推進をしております。

また、県道古川国府線、本町交差点からひだしんまでと、あと、県道古川停車場線、宮城橋線になりますが、その区間につきましては、予備設計を行いまして、今現在は電線管理者と事業調整中ということで、そちらもやっていただけるということで聞いております。

○委員（井端浩二）

今、大横丁線があったのですが、その後の市道の計画がまだ立っていないということですね。

□都市整備課長（忍哲也）

壱之町線の次が市道大横丁線ということなんですけど、その路線をやるのに大体五、六年かかりますので、その先はまだ未定でございますが、また三之町線とか、そういった路線は計画の中でまだ位置付けておりますので、そういうのを継続してやっていくことになろうかと思っております。

○委員（水上雅廣）

すみません、先ほどの件ですけど、あの答弁がすっきりしなくて申し訳ありません。なんで不用額がそういうふうになるのかよく分からないんですけど、財政課長のほうがいいのか。

もう1つ、その前に杉原～小豆沢線についても、前にご説明いただいたときがあったのかな。来年度のほうで、しっかり来年度以降やっていただけるということで、促進の関係とかJRの関係とかとお聞きしておりますけど、そのこととは別に、不用額が出るということは、もしやるなら繰越してやるべきで、不用額は不用額でしょう。何が言いたいかと言うと、要は不用額を出したということは、促進がそれだけやれていないということですよ。そうすると、ストックとし

て持っておきたかったものが持てなくなったのではないか。この2,300万円という不用額が杉原～小豆沢線だけなのか、それともほかのところも影響して不用額が出ているのか。くどいですが、そうすると、それ以降の計画していた事業に対して促進が遅れるというようなこととがないのかどうかを聞きたかった。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□建設課長（藤白規良）

支出の予算を持っていますけれども、それに充当する国費は別の事業に割り振っておりますので、事業費全体の事業ベースは変わらないんですけれども、杉原～小豆沢線を。

□建設課長補佐兼建設係長（砂原忠久）

小豆沢線の委託料で不用額が出たんですけれども、同じ社会資本整備総合交付金のパッケージ55というメニューの中の宮城町の道路改良の事業のほうに国費の充当をしております。

□建設課長（藤白規良）

杉原～小豆沢線につきまして補足させていただきます。

○委員（水上雅廣）

杉原～小豆沢線については、いろいろとJRの関係とかで、前にも辺地のときにも説明ありましたよね。いろいろな状況で遅れていくのだけでも、予算としてはしっかりやっていますよというお話だったので、そうなんでしょうけど、もっと言えば水管橋のことも含めていろいろ、前のときに、予算委員会の中でお聞かせいただいていますからいいですけど、要は建設課の後の持ち玉が、ちゃんと確保できるのかどうか。促進ができなかったということは、次の事業へ移れないのではないかとということをお心配しているだけで、それがきちっとストックとしてできているならいいです。国費はどちらへ回ろうがいいです。

□建設課長（藤白規良）

協議をする上で、JRとスケジュールをベースにちゃんとお話をしております。今の跨線橋につきましては、令和7年度の工事着手を計画しております。それを踏まえた上での今の結果となっておりまして、スケジュール全体につきましては、遅延はないというふうに考えています。

○委員（籠山恵美子）

私もこの決算書の読み方を、ちょっと今の件ですけど確認させてもらいたいですけど、ちゃんと理解するために。この不用額の中の調査測量設計委託料（繰越）となっていますよね。この繰越を同じ名目で繰り越すのをやめて除雪費に使ったということでしょうか、まずその確認を。

●委員長（葛谷寛徳）

納得される答弁を1つお願いします。

□財政課長（上畑浩司）

1つずつお答えをいたします。まず、決算書213ページを御覧いただきたいんですけれども、道路新設改良費の中の委託料、ここの一番右側の内訳のところ、調査測量設計委託料（繰越）という言葉があるものと（繰越）という言葉がないものがあります。この（繰越）と書いてある数字は、これは令和2年度から令和3年度へ繰り越された事業費の決算額がこの（繰越）と書いてある1,742万9,000円でございます。この括弧がついていないほうが、令和3年度の委託料の決

算額ということになります。

先ほどの水上委員の不用額、小豆沢線のほう、単費のほうも十分入っていますし、それから、先ほど建設課長が少し申し上げたのは、国庫の補助金の関係ですけれども、委託料が実施できなかったもののうち、その社会資本整備総合交付金というのがその道路整備と除雪経費にも国庫補助金が充当できるんです。道路整備のほうで実施できなかった部分というのは、最終的にその除雪経費のほうでも調整ができますので、国庫の補助金を返還するようなことはなく、決算を受けたということでございます。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかございませんか。

○委員（籠山恵美子）

そうすると、助成金も使えるということを確認しましたが、そうしたら、そういうケースはほかにもあるんですか。そういう箇所は、不用額が出たりした場合に通常やられていることなんですか。

□財政課長（上畑浩司）

建設課の今の除雪経費が国庫補助に対処できるのは、社会資本整備総合交付金（道路）と書いてあるものだけです。この事業は非常に大きい金額なものですから、いろいろな諸事業でその事業が思うように進捗できなかった場合に、最終的な調整弁として除雪委託料とかを補助対象にするというようなことで調整を図っております。

○委員（高原邦子）

本当にこの基盤整備部というのは、市民からの要望が多くて、この決算のものを見ても大変なところだということは分かっているんです。

それで、要望の中でもいろいろあって、その都度緊急的に対処してもらったりとかしているんですが、例えば、側溝が漏れてしまっているとか、そういった箇所が経年劣化していて毎年のように出てくる。私は、こういったものもその都度その都度の対処ではなくて、計画をしっかりと持って全部やり直すぐらいの、そういったものはできないのかと前々から思っていたんですね。

神岡町のある地域なんですけど、下水道工事が終わってからとか、いろいろなことを言って、神岡町から合併したすぐぐらいには、もう一度しっかりと計画書を作りますなんて言っていたんですが、もう何年も経っていると、それでいろいろ応急処置はするんだけど、場所へ行ってみて、これはもう駄目だなんて素人目にも見えるようなところがあるんです。そういったところは飛騨市にいろいろあると思うんですが、そういったものの計画を新たに直すと、そういった計画というのは、やっぱりいろいろな交付金とかそういった有利なものやっていると、もうそういったものを立てていくことはできないのか、その辺をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

側溝が老朽化して漏水しているというような箇所というのは、本当に多々あるんですけども、それが部分的に漏水しているのか、地区全体の水路が老朽化しているのかによって、またちよっ

と対応が違うんですけども、今、言われたこの社会資本整備総合交付金という国の補助事業は、昔はこういう修繕とかは補助対象ではなかったんですが、今のこの交付金はそういう側溝の修繕に対しても、全て対象になるようなパッケージの補助金になっておりますので、地区全体が老朽化したようなところについては全体計画をもう1回見直して、新たに箇所付けするという事は可能ですので、そこはまた飛騨市全体の中で調整しながら、その地区としてメニューに入れていくことはできると思いますので、そこは対応していきたいと思います。ただ、やはりいろいろなパターンがあって、その状況に応じて補助金を入れるか、入れないかはまた判断させていただくということになると思います。

○委員（高原邦子）

漏水なんかで心配なのが、近所の方が言われるんですけど、直してもらったけどまた違うところからだと。そうすると「いやあ、漏れているから自分の家のところの土地が掘削されてしまっているのではないか。」とか、そういった心配もされているわけなんですよ。万が一、大雨とかいろいろなことになったときに漏水箇所が何箇所もあるのを、結局は詳しく調査しなかったがために家1軒が傾いてしまったりとか、挙げ句の果ては川に近いところだと流されていってしまったりなんかしたときに、結構市の責任問題にもなってくるのではないかなということも思って、私は心配して言っているんです。そうしますと、漏水等々には、必ず、大体対処はして下さるといふふうに捉えてよろしいですか。根本的ではなくても、一応、対処はどの地区でもやっていただけるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

そうです。地区要望でも漏水の修繕をして欲しいという要望がたくさん来ておりまして、基本的には漏水した箇所を調べて、そこを部分的に補修していくというのが基本的なスタイルですけども、全体を見て、ある程度の区間、全線漏水しているというような状況であれば、その部分をやり直すというやり方になってくると思います。現場を見て判断することになります。要望がきたものについては、そのままほったらかしにしているようなことはございませんので、ご安心いただきたいと思います。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

主要施策の283ページの公園の整備についてお尋ねしたいと思います。子供たちが外で遊ぶ一番楽しみにしている公園に整備がされて、遊具がたくさん入っていただくことは大変ありがたいことで、特に杉崎公園は老朽化が目立っていましたので、今、オープンを楽しみにしているところなんですけども、また、令和4年度には、障がいのある子も楽しめるインクルーシブの公園になるということなんですけども、特に杉崎公園は駐車場がなかなか手狭といいますか、特に杉崎グラウンドが隣接しておりまして、あそこでサッカー大会とかがあると、公園の利用者の車が止められないような状況にもなります。特にベビーカーとか、車椅子の方々にとっては、遠いところからの移動はなかなか大変だと思いますので、こういう方々のために、思いやりマークの駐車場とか、

公園に降りるまでのスロープですとか、その辺のことはしっかり点検して、安全な対策の中で受け入れをさせていただくようにはなっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

□都市整備課長（忍哲也）

杉崎公園の駐車場につきましては、議員おっしゃるとおりの状況でございまして、駐車場不足というのが今、課題になっております。実際のところは遊具の横に二、三十台停められるアスファルトの舗装があるんですが、ここだけでは非常に足りないという状況。あとグラウンドの横に土の舗装があるんですが、ここについてはグラウンド利用者が主に使われる駐車場になっているという状況でございまして。そういった状況の中で、今、遊具を整備しますと、かなりの方が来場されるということが想定されますので、当面は、遊具の横に空いている敷地がありますので、そこを臨時駐車場のよう形で、開放して、駐車場の確保については対応していきたいということをおっしゃっているんですが、あとは今おっしゃった思いやりスペースとか、そういったことは非常に大事だと思いますので、そういった整備もしっかり考えながら、今後整備をしていきたいという段階でございまして。

○委員（住田清美）

トイレ前の駐車スペースがありますけど、大会があるとあそこにテントが張られて待機場になってしまうんです。ですからなかなかその臨時駐車場にしても、その使用の用途によって変わってくると思いますので、せっかく公園に来て停められずに帰るようなことも間々ありますので、駐車場の問題と、それからベビーカーなり、車椅子の方もしっかりと、近いところで停められるような対応をよろしくお伺いしたいと思います。いかがですか。

□都市整備課長（忍哲也）

実際のトイレの横とか、そういったところも駐車されたりしている現状でございまして、今は区分けがはっきりしておりませんので、そういった方の安全等も考えるとトイレの横に例えば思いやりスペースをしっかりと整備するとか、園路も大分老朽化しておりますので、しっかりその辺、バリアフリーも考えながら、しっかり点検をして整備を検討していきたいというふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

今の公園のことですけれどね。住田委員のおっしゃったとおりです。それで、インクルーシブ遊具はとても大事なことだと思いますけど、これは、この令和3年度の遊具更新を実施したとなっておりますけど、既に遊具を更新するときに、そういう機能を持たせた遊具に更新しているのか、新たにそういうものを増やすのか、その辺りはどうなんですか。

□都市整備課長（忍哲也）

インクルーシブということなんですが、従前ユニバーサルとかそういった形で障がいのある方とか様々な事情を抱える方が使用できるという形で整備をしていたものなんですが、今回、インクルーシブというのが使用できるということだけではなくて、誰もが互いの個性を尊重し合い認めようといった意味合いがございまして、遊具においては誰もが一緒に遊びを共有できるということが目的でございまして、結局そういったことを新たに別で分けるのではなくて、全体の遊具の中に、例えば今年度整備しましたサポートつきのブランコを中に入れるとか、階段や滑り面の緩やかなすべり台を設置するとか、あと、車椅子の方でも利用できる砂場とか、全体の中に



そういったことを取り入れながら、そういった方もみんな一緒に遊べるような環境を作っていきたいというような目的でございます。

○委員（籠山恵美子）

それがインクルーシブなんですもんね。大事なことだと思います。駐車場のことも、やはり是非とも早急に考えて欲しいと思いますが、今度は障がいを持った子供たちも喜んで、より多く来るかもしれません。それで、余計に交通安全やら何やらの配慮が必要ですよ。あるいは休憩所、あずまやみたいなもの、また別な機能も必要かもしれませんので、その辺りも十分考えられているのか。あるいは、そういう関係者の方々にアンケートを取ってやっているのか、その辺を教えてください。

□都市整備課長（忍哲也）

利用に関してはアンケート調査等は取っておりませんが、先ほど申し上げた福祉的な配慮というか、そういったことは重々承知しておりますので、先ほどの遊具の横にある駐車場とか、早速そういうところに思いやりスペースを整備するとか、そういったことは早急に検討していきたいというふうに思っております。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにごいませんか。

○委員（高原邦子）

これは本当に職員さんたちが、何かあると、すぐ飛んでいって、いろいろやっているのを見ているものですから思うのですが、これは部長にお伺いしたほうがいいかと思うんですけど、職員さんの心のメンテナンスではないけど、そういったこと、みんなでの助け合いとか、職員は本当にいろいろな仕事を抱えているものですから、大変なところがあるんですが、その辺は基盤整備部の皆さん、課は違っても、どういう気持ちで支え合っているのかなど。本当に忙しいんですよ。ですから、心配なのは職員さんたちが潰れないかというのが、私、心配なんです。その辺をどのように部長は考えて、指導とか、みんなとやっていらっしゃるのか、できることをお話していただけたらと思いますけど。

●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

高原議員、いろいろと配慮いただいてありがとうございます。やはり、うちの部は建設課と都市整備課が、それぞれ部門は違う仕事をやっているんですけども、例えば、道路パトロールとかは建設課の職員だけで行くのではなくて、都市整備課の職員も一緒に回るとか、災害のときには、雨が降り終わった後は、職員全員がその後のパトロールをするわけですけども、その中でも、それぞれ建設係だけでやるのではなくて、それぞれの係と一緒に力を助けながら対応しております。そういったことが今度は次、自分たちが逆に忙しくなったときには助けてもらえるというところがあるので、そういった部分は建設課と都市整備課というのは、お互いに協力し合いながらやっていますし、そういった部分が非常に大事なかなと思います。振興事務所も振興事務所だけで抱えるのではなくて、本庁職員がフォローに回ったりということは常日頃からやっておりますので、そういったところは今後もしっかり継続していきたいというふうに思います。以上です。

## ○委員（高原邦子）

本当に大変だなと思いつつも見ているんですが、基盤整備とかそういったところに所属していて、今は違う課に移られている方とかもいらっしゃると思うんです。そういう方々ともやっぱり密に、やっぱりいろいろなことでサポート的な、いろいろな情報をくださったりとかすると思うので、職員間、課とか部を越えて、やっぱり建設の基盤整備のことを知っている方々を大切にしていって、仲間づくりとか、共感を持ってくれる人を増やすということが大事だと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

## △市長（都竹淳也）

本当にこの基盤の事業は先ほど来も何回か出ていますけども、全市民に関わっているものから、しかも、それぞれは全体が俯瞰できるということは市民レベルではないので、自分の家の前とか、自分の地域のこととかというところだけで、できているか、できていないかということになり、それで必ず苦情が出るという市役所の業務の中で最も苦情にさらされやすいところだというふうに思っているんです。

それで、非常に合理的な判断をしていて、議員各位もそうですし、市民の方もそうですけど、もし基盤整備部の職員になったとしたら絶対に同じ判断をするはずなんです。特殊な解決方法は多分ないです。なので、これはそういったところにさらされているんだということを市役所全体で理解をしなければいけないと思いますし、これは、ぜひ議員の皆さんにもお願いしたいんですけど、特に要望が多いと思うんですね。ですけれども、やっぱり限界があります。予算を10倍に増やしても結局同じです。無限に出てきますので。ですので、先ほどの除雪の話にしても、全体の中で行われているんだということを、もちろん、我慢してくれということだけを言うわけではないんですけども、どうしても限界がある中でベストを尽くしてこうなんだということを理解してもらいたいなというふうに思いますし、逆に市役所の中でもそういうところにさらされているところで理不尽な話も中にあるものですから、これは、やっぱり我々も含めて職員を守らないといけないというふうに思います。実際にあるんです。結構なクレームになっているとかという話は市全体で対応するようにしていますけれども、そういったことも理解いただいて、とにかくこの世界は無限蟻地獄ですので、その中でベストを尽くしているんだということは、市役所の職員全体に共有していきたいなというふうに思います。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかございませんか。特に質疑はないですか。

## □建設課長補佐兼建設係長（砂原忠久）

先ほどの水上議員のご質問に対してですが、建設課の所管事業それぞれ道路改良事業、道路防災事業、側溝改良事業とそれぞれの事業につきまして数箇所、計画箇所はございます。その中で優先的に進めていく事業の補助を使いながら進めておりますが、先ほど不用額ということがありまして、不用額が出た分、ほかの事業を進めればよかったです。ほかの事業、当然、充てられるような事業もあるんですけども、今回につきましては、JRとの設計委託を令和3年度から4年、5年の債務負担を取らせていただいております。3月いっぱい、債務負担契約ができないということで協議を進めておりまして、結果的にそれがちょっと難しいということで、3月までかかっておりましたので、そこからほかの事業に充てるということがちょっと難しく、今回

はやむを得ず不用額ということを出させていただきました。

●委員長（葛谷寛徳）

特にないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（葛谷寛徳）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前11時10分 再開 午前11時15分 ）

◆再開

●委員長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆認定第1号 令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

【農林部所管】

●委員長（葛谷寛徳）

認定第1号、令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、農林部所管の歳入歳出決算を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、農林部所管の令和3年度決算についてご説明いたします。先に歳出について、令和3年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書を使用いたします。それでは201ページから御覧ください。農業委員会は、農地法等に基づく農地の売買対策の許可、農地転用案件の意見具申、遊休農地の調査指導などを中心に、農地に関する事務を執行する町から独立行政委員会として設置されています。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定が約18ヘクタール、農地中間管理事業に基づく利用権設定が約20ヘクタール行われました。

次の202ページをお進みください。引き続き効率的な農業構造改善事業を進めるためには、農地のさらなる集積が必要となります。今後、土地改良事業による圃場整備も併せて基盤強化に努めてまいります。

2 農地利用状況調査実施の結果、山林等により非農地通知を発行した荒廃農地が50通、約5.7ヘクタールありました。

3 農業者年金支給事務です。農業者の老後の安定化を図るため、農業者年金について2名の新規加入がありました。

次の203ページを御覧ください。農業振興課所管施策になります。①農務係に関するものです。総括事項として、人口減少社会に対応した持続可能な農業構造を確立するため、県営土地改良事業による圃場整備事業、農地中間管理事業を活用した農用地利用集積に取り組みました。農村環境保全のため日本型直接支払等による地域主体の共同活動や、農業生産活動を支援しました。このほか、おいしい米づくり、獣害対策、農作業の省力化を目的に民間企業と連携してスマート農

業の普及に努めました。

1 農地利用最適化事業の推進です。小規模基盤整備事業補助金では、畦畔撤去などによる規模拡大が図られました。次に204ページをお願いします。土地改良事業では、県営玄の子地区は令和3年10月に着工されました。令和6年度までの竣工を目指しております。課題は当地区に限らず、全ての農地について少人数で効率的な農業ができる環境整備が求められており、令和4年度着工予定の杉崎地区を初め、圃場整備を着実に推進してまいります。

2 農地集積事業の推進であります。次の205ページを御覧ください。機構集積協力金は、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた方々等に協力金を交付したものです。

3 農地保全事業の推進です。作業受託支援交付金では、機械作業受託する農業者を支援しました。次の206ページを御覧ください。日本型直接支払い制度である多面的機能直接支払交付金は29団体に交付、中山間地域等直接支払交付金は条件不利な農地を保全する協定を締結している35集落に交付し、424.2ヘクタールの協定農地が保全されています。環境保全型農業直接支払交付金は、有機農業等を行う3団体に交付しました。鳥獣害防止総合対策事業では、地域全体をメッシュ柵で囲って、動物侵入の防止を図り、また、個人等の電気柵設置への支援を講じました。課題は、農業の問題は農村、つまり集落の問題になります。令和4年度に農地法関連法が改正され、令和5年度から施行されます。これにより、集落ごとに地域計画、それぞれの圃場ごとに耕作者等をひもづけする計画であります。その計画を策定する必要が出てきております。それを見据えて、令和4年度には古川町畦畑地区をモデル地区に、農地の利用のあり方の検討を進めているところです。

次の207ページを御覧ください。4 地域自慢づくりプロジェクト事業の推進です。令和3年度には、酒米「ひだみのり」と行真ねぎの2種類を新たに認定し、計14種類となりました。引き続き新たな在来種の掘り起こしをしながら、その活用を生産側から食材として活用する場合の普及啓発を進めてまいります。

5 その他の農業振興事業の推進について、次の208ページを御覧ください。指定管理施設や直営施設の事業概要を記載しております。奥飛騨山之村牧場では、コロナ禍で施設利用者数が減少した中で加工品等の生産販売に努力されました。②担い手支援系の事業についてご説明します。総括事項です。農業者の高齢化や後継者不足という課題について、令和2年度から実施している人農地プランの実質化による地域での話し合いで、課題を明確化し、その解決に向けた各種支援制度の活用など、関係者と協議を重ねました。新規就農者の育成については、トマト研修所研修生5期生3名が就農されました。新たな研修生の6期生として、2組3名とトマト農家での農家研修1名の研修がスタートしました。研修所の夫婦1組の方が諸事情によりリタイアされましたが、2名の方が令和5年度の就農に向けて準備を進められております。

次の209ページにお進みください。新規就農者応援事業です。飛騨市内での就農を検討していただくところから、様々な支援策を総合的に行っております。こうした支援策は、就農フェアや市ホームページなどを通じ、サポート体制をPRしました。次の210ページを御覧ください。トマト研修所を中心に技術取得、資金調達、土地確保、自立に至るまでを支援する仕組みを取っております。農業次世代人材投資資金事業は、国の制度で最長で5年間、年間最大で150万円が寄附されるものです。評価については、新規就農者確保の入口となる都市部で開催される就農フェアは、

新型コロナ禍で対面式による面談が十分に行えませんでした。一方でオンラインでの参加を試みました。就農の場面では農地の確保に地域住民との調整は市が中心となって調整することが必要なことを改めて実感したところであります。

次の211ページを御覧ください。2担い手応援事業です。中核となる農業の担い手を支援するため、経営改善計画の位置付けを目指す認定農業者等を対象に、きめ細かな事業を実施しました。次の212ページを御覧ください。スマート農業技術導入支援事業では、市内営農組合に食味・収量モニターつきコンバイン購入の助成を行いました。元気な農業産地構造改革支援事業は、認定新規就農者を対象に農業機械等の導入について支援しました。担い手確保経営強化支援事業は、耕畜連携を推進するために、ホールクローブ収穫機等の導入に関して助成をしたものです。

評価については、スマート農業などへの支援による農作業の効率化を図るとともに、土地集積や圃場整備、また、うまい米づくり講座など、農業者の生産意欲向上につながる取り組みを総合的に行うことができました。課題については、212ページに掲載しておりますが、特に令和3年度は米価の下落がありまして、土地利用型の水稲生産者に大きなダメージがありました。加えて令和4年度には、肥料価格の高騰に見舞われ、農業は大変厳しい環境にあります。今後は農地の集約、圃場整備などの土地改良事業、スマート農業導入による農作業の効率化など、様々な事業を総合的に実施し、農業構造の改善を進めてまいります。

次の214ページをお願いします。3食のまちづくり推進課は、令和3年度に新設されました。既に全国的なブランドとなっている飛騨牛、各種コンクールで入賞しているお米、高冷地野菜として中京圏、関西圏で評価が高いトマト、またほうれん草などに加えて、鮎、エゴマ、食用バラなど、小さい生産量ながらも、飛騨の風土に合った食材をまちづくりつなげるために移設されました。また、農産物直売施設の整備等も、食のまちづくり推進課が担当しております。

1 農産物直売施設整備活性化事業です。古川町朝開町にある農産物直売施設が老朽化したために、道の駅アルプ飛騨古川構内に新たな施設の整備を進め、併せてオープン当初から安定した施設運営が行えるよう、店舗マネージャーを設置しました。

次の215ページを御覧ください。建設工事等の明細を記載しております。なお、繰越しもありましたが、施設は令和4年7月に竣工を迎えました。指定管理者のご努力と専門家のご指導もあり、現在のところ順調に運営されております。

次の216ページを御覧ください。課題の1つに生産者の高齢化が進み、中には自動車免許証を返納され、農産物の運搬が困難な方が見受けられてきています。このため、令和4年度には農産物を巡回集荷し、各直売施設に配達する仕組みを整えております。2 地域食材活用推進事業です。令和3年度は、元公邸料理人を飛騨市食の大使に委嘱して市内飲食店等に食材活用などの勉強会を開催し、また、飛騨市の食材に関するウェブサイトを構築するなど、市内外への販路拡大に向けたツール整備を行いました。まるごと食堂は食材が豊富な夏の開催とし、期間も2か月間としたことで、前年度より令和3年度は参加飲食店が5店舗増加しました。

次の217ページにお進みください。3 うまいお米販売促進事業です。食味コンクールへの出品支援を行うことで、多様な担い手を含めた水稲生産者のモチベーション向上につながりました。また、都内において、令和3年11月15日～26日までエクセレント飛騨米フェアを開催し、飛騨市食の大使が考案した飛騨市産のお米を使ったメニューなどを楽しんでいただけるイベントを試み

ました。

次の218ページを御覧ください。4バラと森のプロジェクトです。この事業は、河合町産の食用バラを活用して、市外の事業者と地元河合町の有志が連携し、河合町のバラと森の恵みをテーマにした地域活性化に取り組まれているものです。令和3年度は、香愛ローズガーデンを会場に食べるバラと飛驒の森ウィーク2021の開催が計画されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催には至りませんでした。開催実行委員会では、その代替として食用バラ商品と河合町産の特産品を組み合わせたクラウドファンディングが行われました。加えて子供向けの起業家育成支援として行われている河合っ子マルシェが令和3年11月23日に飛驒市図書館前で開催され、好評を博したところです。なお、令和4年度には食べるバラと飛驒の森ウィーク2022が無事開催され、多くのお客様に楽しんでいただきました。

5清流みやがわ鮎の知名度向上事業です。次の219ページを御覧ください。令和3年度には、鮎出荷用機器導入に関する支援を行い、機器整備についてはほぼ完了したところです。豊洲市場などへの出荷量は令和2年度の約2,500匹に対し令和3年度、8,500匹まで伸びています。次の220ページにお進みください。このほか、日本ミツバチの保護、飼育、経産牛や飛驒地鶏のブランド化を推進し、市内外で様々なイベント等を開催し、飛驒市の風土に育まれた食材の啓発を進めてまいります。

次の221ページを御覧ください。9食育推進事業です。保育園児とその保護者を対象にしたミニトマトづくり、親子で参加していただく畑でクッキング、小学生を対象にした味覚の事業など、市役所各部署や市民の方々と連携して進めることができました。

次の222ページを御覧ください。課題ですが、食育の3つの基本方針や、年代別による体系整理を行ったところ、成長期の子供における食生活の実態についてのデータを把握しきれていない課題が見えてきました。このため、令和4年度では各小学校で実施している食生活アンケートを基に小学校栄養教諭等の意見交換を行うなど、様々な取り組みを進めていきたいと考えております。

次の223ページにお進みください。4畜産振興課所管事業です。飛驒牛の生産者は、子供が生まれてから約9か月育てて子牛市場に出荷する繁殖農家、子牛市場から購入して約2年間育てて飛驒ミートへ出荷する肥育農家、その両方を組み合わせて経営する一貫経営農家があります。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の社会経済的な影響、家畜飼料の高騰、伝播性リンパ腫の淘汰、獣医師の確保などの課題に対応しました。

総括事項です。黒毛和牛子牛については、令和3年度の全国市場での取引された黒毛和牛子牛の頭数は、前年比1.7%増の34万8,530頭になりました。飛驒市場においては、全国順位45位の2,517頭、子牛1頭当たりの平均価格は全国第3位の81万6,774円と、コロナ禍の影響を最小限にとどめ、高値が維持されました。和牛繁殖牛の増頭については、県内多くの自治体で伸び悩んでいるところ、飛驒市では支援事業が活用され、1,109頭と前年比1.9%の微増になりました。次の224ページを御覧ください。牛伝播性リンパ腫清浄化、淘汰については、防虫ネットの設置や導入、自己保留する検査を進める感染拡大防止の正常化に努めました。さらに進めるため、令和4年度には、ELISA検査による、全頭検査を行っているところです。

2獣医師確保対策等です。これも喫緊の課題です。獣医学生インターンシップの受け入れや、獣医師大学への訪問により、その対応にあたりました。次の225ページにお進みください。全国的

な獣医師不足の中でも、産業動物、公務員志向は一部であることが実情です。獣医学生、インターンシップや、獣医科大学訪問などを継続しながら獣医師資格を持った社会人等へのアプローチにも努めていく考えです。

3 強い畜産構造改革支援事業については、1 経営体への繁殖牛舎建築を支援しました。

4 各種販促雌牛保留導入事業は、市内の優良な遺伝資源を確保することが目的です。県下で和牛繁殖雌牛が減少している中、本市では、この事業の支援もあって頭数は微増しました。

次に226ページを御覧ください。5 地元産高品質堆肥地域循環推進事業です。この事業は、畜産廃棄物や植物系廃棄物のバイオマス資源を高品質堆肥として再生し、地域内で循環利用することが目的です。土地利用型農業を行う大豆及び水稲の生産農家及び地元製薬企業と連携した薬用トウガラシ生産組合に対して、堆肥購入及び散布に要する費用の一部を支援しました。堆肥を製造する株式会社吉城コンポでは、人手不足のために、散布に人材を充てられない課題が出てきております。令和4年度には、耕種農家への作業委託なども検討しております。

6 飛騨キャトルステーション研修生サポート事業です。次の227ページにお進みください。令和3年度は、研修室兼休憩室を整備し、研修環境を整えました。

次の228ページを御覧ください。8 乳用牛確保対策事業です。乳用初任牛価格高騰が課題となっており、その対策を講じました。次の229ページにお進みください。

9 農福連携支援食鳥施設整備事業です。飛騨地鶏の食鳥処理施設において、手作業で解体していた作業を機械化するための、オートキラーの設置に対し支援を行いました。

10 畜産酪農家向け利子補給制度は新型コロナウイルス感染症の影響への対策として行った事業です。

次の230ページを御覧ください。受精卵移植・採卵推進事業は、令和3年度から実施しているものです。受精卵は採卵だけでは子牛生産につながらず、その受精卵を別の牛に移植して初めて子牛生産につながります。令和4年度は移植も進む政策も併せて実施できるよう検討中です。12 森茂牧場装置管理保全事業は、4つの牧区のうち、第1第2牧区に雪解けによる亀裂等が生じたために補修工事をしたものであります。

それでは232ページにお進みください。5 林業課所管のうち①林務係についてご説明します。総括事項です。市内国有林を除く針葉樹人工林の約3分の2は、主伐期にあたる50年を超えており、本格的な利用期を迎えております。令和3年度は、林業の生産性と経営力の向上に加え、里山林の整備事業等による集落周辺の環境保全への取り組みを進めてまいりました。1 民有林整備の推進です。当事業は、国県の補助制度を活用しつつ、市が補完する助成を行うことで、間伐84ヘクタール、作業道開設2,669メートル、作業道補修789メートル、広葉樹搬出約37ヘクタールを行いました。

次の233ページをお願いします。市有林整備事業では、古川町畦畑地内にある本市市有林、約8.7ヘクタールの間伐を行い、飛騨市森林組合を通じて木材販売を行いました。それらに応じた造林委託費が約723万円、財源の一部には国県の補助、約233万円余を活用しました。当事業による木材売払収入が約400万円余となりました。高性能林業機械導入支援事業は、飛騨市森林組合の高性能林業機械導入の助成を行いました。未整備森林整備事業は、森林経営管理制度に基づき、市が主体となった整備推進を図るものです。令和3年度は飛騨市森林集約協議会への委託事業によ

り、森林所有者に対して森林経営意向調査を行いました。課題は森林の集約化と木材生産能力の強化に加え、林業従事者の人材確保になります。これらに対応するため、令和4年度には林業技術者の確保育成を重点課題として新たな取り組みを始めております。

次の234ページをお願いします。2里山林整備の推進です。集落や生活道路に隣接している森林について、里山林整備事業では、バッファゾーンの整備、不要木や危険木の除去を行いました。事業後の維持管理が課題となりますが、地域との役割分担の説明など丁寧に行ってまいります。

次に235ページをお願いします。3広葉樹のまちづくりの推進です。普及啓発に進む事業として、広葉樹のまちづくりセミナー、広葉樹のまちづくり学校開催、小径広葉樹のサプライチェーン構築を目的に、令和2年度に設立した飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムにより、川上、川中、川下をつないでの地域内経済循環を推進しました。

次の236ページを御覧ください。広葉樹天然林詳細資源量事業はモバイル3Dスキャナーなど最新技術の活用による天然林の資源量調査を試験的に行いました。

次の237ページにお進みください。令和3年度の広葉樹のまちづくり推進に関する評価については、飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムにより、素材生産者、製材事業者、木製品企画製造販売事業者に加え、行政との情報共有が図られ、さらに事業連携することで広葉樹の伐採から製材、活用に至るまで一連で請負うことができる飛騨市独自のサプライチェーンができつつあります。課題としては、広葉樹の造林や伐採技術に加え、現在取り組んでいる人工乾燥などの検証を確実に進め、広葉樹をはじめ地域資源を活用した地域内経済循環の構築を目指してまいります。

次の238ページをお願いします。4多様な森林活用の推進です。森林の多面的機能を生かした様々な取り組みとして広葉樹のまちづくりツアーや、岐阜大学との連携による森と特産品との関係性を見える化する研究に着手いたしました。

次に239ページをお願いします。5野生鳥獣による被害対策の推進では、有害鳥獣損害防止助成金の交付に加え、課題となっている狩猟者育成対策を行いました。

次に240ページをお願いします。②森林調査係です。1地籍調査事業が主な事業になります。令和3年度末の進捗率は29.68%になりました。地籍調査の課題は事業着手から登記完了まで1地区10年以上要することです。

一方で土地所有者の高齢化等により、土地の記憶が失われている状況もあります。今後はリモートセンシング技術の導入検討なども進めてまいります。

次に歳入についてご説明します。歳入については、令和3年度飛騨市歳入歳出決算書を使用いたします。決算書の73ページを御覧ください。上段に森林環境譲与税があります。主に広葉樹のまちづくりの推進や、未整備森林整備事業等の財源に充てております。

88ページにお進みください。04農林水産業費補助金のうち、01農業費補助金は上町農産物直売施設、023山村活性化支援交付金は、林業振興課の広葉樹の森と地域産品の見える化プロジェクトに充てております。

96ページにお進みください。県支出金のうち04農林水産業費、県補助金01農業費補助金、001農業委員会交付金から97、98ページまでお進みください。02林業費補助金、008自然環境整備補助金までのうち基盤整備部所管の土地改良事業に係る補助金を除く多くが歳出で説明いたしました農林部所管の事業に充てております。以上で農林部所管の説明を終わります。



## ●委員長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

## ○委員（野村勝憲）

215ページ、決算に至る主要施策の215ページの表がございますね。その中で、農産物直売施設活性化事業の中で、コロナ対策支援、下のほうの表に地場産市場ひだと神岡朝市クラブには25万円と5万円の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたということで支給されていますが、私は当然、三寺めぐり朝市も影響を受けていると思うのですが、なぜこの三寺めぐり朝市に支給されなかったのでしょうか。

## ●委員長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

3施設ともに同じように収入、歳出の調査を行いまして、その基準に基づいて判断をした結果、こちらの今の朝開と神岡町の農産物直売所が、その支援金が当たるという結果になっております。

## ○委員（野村勝憲）

朝開町の地場産市場ひだは、ご承知のように、この夏に上町の農産直売市場としてオープンしたわけですね。このオープンしたことによって、7月、8月、三寺めぐり朝市はマイナス影響とかそういったことはなかったですか。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

三寺めぐり朝市さんも、定期的にイベント等を開催して非常に盛り上げていただいております。特に上町の直売所ができたことによって収入が減少したとかということは、伺っておりません。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかございませんか。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

成果に関する説明書の216ページ、上の課題及び対応策のところ、中ほどに出荷会員に対し、特色ある農産物や売れ筋の野菜などの種や苗を配布するとあるんですが、具体的にどのような野菜があるのでしょうか。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

昨年来から、農産物の直売所のアドバイザーということで、勝本先生にお越しをいただいて、市内の直売所の会員さんを対象に、売れる農産物づくりの説明会を開催しております。それを受けまして、普段、飛騨地方ではあまり作られないもので、直売所に並んでいないもので、こういうものを作ると売れますよというご指導をいただいたりとかということをやっているんですけども、それ以外に伝承作物の普及も同時に進めておりまして、説明会の際には伝承作物の種を交換したりとか配布したりとかということで、直売所に作ってお渡しくださいということで、魅力ある農産物直売所の魅力アップにつなげているということでございます。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

具体的にどんなものを作っているかを教えてください。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

伝承作物、今は14品目ございますけども、その中でも特に作りやすそうな白たまごであるとか、カブラ系、種蔵の紅かぶであるとか、あと、昨年、新規に登録をしました行真ねぎの苗なんかも配って、皆さんに作って販売してもらうようにということで進めております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

新しい野菜に取り組むということなんですが、農家さんは今まで恐らく何年も作っていらっしやった野菜は十分作れると思うんですけど、そういった新しい分野の栽培とかをした場合のノウハウとかは持っていないと思うんですね。そういった場合に、減収とかになった場合の補償とか考えていらっしやるんですか。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

特に減収するというほどの量を作っているわけではなくて、本当に生きがい農家の方が多いので、小さい畑でちょこっと植えて、それを販売するという形になっておりますので、特に減収に対することは考えておりませんが、そのノウハウにつきましては、やはり14品目ございますけれども、やっぱり作り方というのはなかなかそれぞれ地域によっても若干違ったりとか、農家さんによっても違うということもありますので、その品目によって、ちょっとした勉強会みたいなものを開催しながら栽培に取り組んでもらえるように進めているところでございます。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

## ○委員（住田清美）

主要事業の成果に関する説明書の218ページ、4番のバラ森実行委員会のことをお尋ねしたいと思えます。大変夢のある事業で、メニューがありますが、これが実行できたらすごくいいなと思ったら、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で開催がされなかったということで、さらにその課題と対応策のところ栽培する人が変わって、現在の新たな事業者にはバラ栽培の経験がない、指導を受けながら頑張りますということが書いてあるんですが、バラ森実行委員会は設立されております、メニューもあります。大事なこの素材となるバラの栽培は大丈夫なんでしょうか。

## □農林部長（野村久徳）

ご心配のとおり、もともと合併前の河合町時代からバラの栽培が行われてきまして、その方がリタイアされたというところで、どうするかという話だったんですが、そのバラを購入されていた名古屋の事業者の方が、そこをまず借りて、また男性を雇用して委託契約みたいな感じで栽培をされていまして、今年度については、ちょっと雨の影響とかが多かったんですけど、その割にはしっかり取れたということで、ただ、その選定とか結構難しいので、そこについては県の農林事務所のほうの普及課の方とか、あるいは試験場の方とかにお願いして、指導を仰ぎながら引き続き継続していくという体制を取っております。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

## ○委員（籠山恵美子）

成果説明書の208ページ、先ほど説明があった担い手支援のことですけれども、トマト研修のこ

とで、研修所の夫婦1組が途中で断念する残念な結果となったと書いてありますが、具体的には、その方個人の理由なのか、あるいはやってみて行政との関係なのか、もう少し詳しく教えてください。

□農業振興課長（今井進）

行政との関係ではなくて、実際に夫婦の方だったんですけども、栽培、研修をしていく中で、思うような感じではなかったということ聞いております。

○委員（籠山恵美子）

その方もやめるにあたっては説明したんでしょうけど、思うようではなかったというのは、トマトをやりたいと言って始めた方でしょうから、そんなに私みたいな素人が面倒だからやめるなんていうことではないと思いますけど、具体的には行政がそれをカバーできないほどの理由だったということですか。

□農業振興係長（葛谷智徳）

昨年度やめられた方なんですけど、やはり経営面のところで、思ったほど稼げないということが少し分かれたということと、あとは体力的なところで、やっぱり1日農作業をやるというのが体にもしんどいということ伺っております。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかに。

○委員（澤史朗）

説明書の202ページ、農地利用状況調査の実施というところで、1～4に区分をしてということなんでしょうけれども、耕作しているところと、耕作していないところ、2、3、4とあるみたいですけども、この耕作地に再生可能な荒廃農地と耕作地に再生が困難な荒廃農地、この違いというのは、現地の状況だとかあとはその場所とかにもよるかと思うんですけども、その辺の線引きというのはどのようなんでしょうか。

□農業委員会事務局担当課長（小林観善）

お答えいたします。耕作地に再生可能な荒廃農地ということでございますが、具体的に申し上げますと、雑草であったり、一部手を加えて雑草を除去したり、機械を入れて耕したりすることで農地に復活できるものを基準としております。再生が困難な荒廃地というものになりますと、具体的には灌木ですとか、その他木が生えてなかなか農地として使用するには、非常に手をかけて再生しなくてはいけないというようなところでございます。

○委員（澤史朗）

その現場の状況なんですけれども、場所的に耕作している農地に近いところとか、全く離れた山の中とかの農地とかという、その状況だけではなくて、場所的な判断基準というのはあるのでしょうか。

□農業委員会事務局担当課長（小林観善）

実際に現地を見てまいりますので、その場所とかに関してというわけではございません。山林に近いところはやはり同じような形にはなる状況ではありますけども、基本は現地を確認した上でということでございます。

## ○委員（澤史朗）

その中で、事業の評価と課題の中で、再生可能な農地については担い手農家への利用集積集約化を図ることで、ということが書いてありますけれども、ここの統計を取られたこの筆数、平米数というのは、この担い手農家へ頼んだ後の数字なのか、その前の数字なのか。もし、その担い手農家へ頼んで、これだけが再生可能な農地から普通の農地になったよということがあれば教えていただきたい。

## □農林部長（野村久徳）

農地法の中で全農地について毎年調査をするようになっていまして、この数値というのは、基本的にはその時点での数値なんですけど、例えば荒れている農地はほぼ山、今のところは山際農地なので、担い手に集積するには非常に困難な農地です。そういった農地を今後どうしていくかということが、これからの全般的な農村というか、集落の課題になっていくわけなんですけど、今その検証とかも含めて畦畑のほうで地域の方の意見を聞いたり、あるいは専門家に、どういう利用していくのかというのを、今、検討中ですので、そういったことも踏まえて、毎回毎回ローリングしていくような形になるかと思えます。

## ○委員（井端浩二）

担い手農家に荒廃地をお願いするというのですが、その担い手農家にも限界があるのではないかなとちょっと思うのですが、今の玄の子用水のほうでも、殿町の人が耕しているんですが、やはり担い手農家の中でも、余裕があるのか、その辺についてもし分かれば教えていただきたいなと思えます。

## □農林部長（野村久徳）

ご心配されるとおり、今もこれは全国的な問題になっております。それで、今までは産業として、例えば米を作ったりというところから、この農村空間をどう効率的に守っていくかということに差ししかかっているということで認識しておりますので、そういった意味で、できることから土地改良事業を進めていくということになります。

一方で、土地利用型の米とかを作ってもなかなか合わないというのが実情ですので、そのあたりをどういった公益性も踏まえて、どう支援していくかということこれから考えていくということになります。コストのことを除けば、圃場整備をする、あるいはスマート農業で大きな農業機械を入れていく。一方で用排水路とか、農道の管理というのは、耕区作成がなかなか難しくなりますので、そこを地域でどれだけ頑張っていくかということもそういった土地の資源管理という意味で、どうしていくかということを検討していくということになります。

## ○委員（高原邦子）

私も心配しているのが、米価が本当に下がりましたよね。それで、そのことで、お米を作ることをやめようと思うような農家が増えなかったのかと。また、いろいろな土地改良事業を県営でもやっているということで、国の農林水産省の土地改良事業、そして飛騨市の土地改良事業はどの作物を目的としてやっているのか、そういったこともいろいろあると思うんですが、この米価が与えることによって、どのようなふうに関心を持っていて、どのようになっていますか。

## □農林部長（野村久徳）

基礎自治体で考えるというのはかなり限界があると思えます。まず国のほうですが、圃場整備

については基本的には県営とか、あるいは団体へという流れになっていくんですけども、我々のほうではなかなかそういう農業土木に精通した人材だとかマンパワーの限りがありますので、県営事業で、何とかお願いするというところで進めています。県営事業の中でも負担金が受益者、つまり農家にかからないようにどう条件を当てはめていくか。つまり担い手に集約していくんですが、基本的にはもちろん市が補完させていただくところはあるんですが、基本的にはそういったことで土地をどう効率的に守っていくかということ、市としては県営事業を中心にまず考えています。

米価の下落についてですが、今年は概算金が発表されまして、若干戻ったんです。ただ、やっぱりこれの大きな原因は日本人がお米をだんだん食べなくなってきたというところが大きくて、国のほうでは米から別のもの、例えば畜産の飼料とかそこにシフトしてくようになって、まず米の需給バランスを調整していく中で米価を安定させるということが1点です。もう1点は先ほどからありますように機械化とか圃場整備をして、できるだけ生産コストを下げていくということで、どこまで頑張れるかというところが、今の農政の実情であるというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

ぜひ、ここは大切に、飛騨市が目指している農業の姿、これをしっかり捉えていかないと、担い手の方々もまた混乱してくと思うので、やっぱりここは、飛騨市に合う農業はこういうものだということを指し示していただきたいと思いますんですが、どうですか。

□農林部長（野村久徳）

いろいろな方法を取っていくしかないと思っています。

ただ、やっぱり行政が思ったことで走ってしまっても、やっぱり耕作するのは農業者、あるいはその土地を管理されるのは集落地域でありますので、今週も、そのあたりもしっかり聞き取りをということで、農業の支援協議会ということでありますので、そういった皆様、あるいは改良組合の皆様、そして、技術的には、もちろん国県、あるいは先例地も含めてとにかく飛騨市に、あるいは飛騨市と言っても、例えば古川町のこの平場と急傾斜地とは、まるでこれ変わってきますので、それぞれの地域に合った、あるいは地域のコミュニティーも考えた政策を考えていきたいというふうに思っております。

◆休憩

●委員長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。午前に引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。

## ○委員（野村勝憲）

先ほど野村部長が喫緊の課題ということで説明されました224ページの獣医師確保対策事業についてなんですけども、具体的に書いてあるんですが、この中で、まず岐阜大学で留学生インターンシップ支援事業として、金額は別にして、岐阜大学の実習生が3名、酪農学園大学実習生1名と書いてありますけども、この4名の中に飛騨市も含めて、高山市、下呂市、白川村、飛騨地域からこの4名の中に1人くらい入っていらっしゃるかどうかということを知りたいんですけど、いかがでしょうか。

## □畜産振興課長（古川尚孝）

この4名の中には、岐阜県出身の方は確かいなかったと思うんですが、令和4年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきたおかげで、全国の大学から13名、岐阜大学2名を入れて、15名の方がいらっしゃって、私の中からインターンシップの学生を選んだわけですが、5人選びまして5人とも岐阜県の子を選びまして、そのうち4名が飛騨出身の方です。ただそれが、獲得につながるかどうかというのは微妙なところです。

## ○委員（野村勝憲）

古川課長は随分いろいろなことで配慮されて動いていらっしゃることを知っております。なかなかこの獣医師はここだけの問題ではないですけど、ほかの自治体でも不足されているということは聞いておりますので、例えば今回、4名の実習生の中で飛騨市へちょっと行ってみようかなというような感触を受けた人はいらっしゃらなかったんですか。

## □畜産振興課長（古川尚孝）

学年が3年生～5年生までと、今年すぐ卒業する学生ではないということと、これとは別に、新卒だけではなくて、転職を考えている方とか、そのような獣医師も対象にして動いていますので、去年、確かこの決算委員会のときに、野村議員から同じような質問がありましたが、そのときに比べれば、かなり前に前進していると思っています。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

成果に関する説明書の221ページ。飛騨地鶏の件なんですけども、昨年と今年、新型コロナウイルス感染症の休業等で、飲食業が休業するということで、生産は上がっているというふうに昨年聞いたんですけども、どうしても販路のほう伸びなかったということで、地元割引で売られたんですけども、やはりこういったことがまだ起きそうなので、新規の販路の開拓というのが必要だと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

## □食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

現在の飛騨地鶏の市内の取扱店舗は、昨年からちょっと増えてまして10店舗程度増えております。また、特に多いのが富山県への出荷が多いということと、次いで名古屋、岐阜、こういった販路になっております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

今の販路というのは、結局、飲食業というふうにお聞きしたんですけども、やはり休業があると、結局それが駄目になってしまうので、例えば学校給食だとか、そういった新型コロナウイルス

スウィルス感染症の影響がないような、そういった販路の開拓が必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

おっしゃるように飛騨市の給食で使っていただくということも過去に何回かございます。今、学校教育課のほうで、ふるさと学校給食というのをやっておりますので、そこも連携を深めながら、より取り扱っていただくように推進してまいりたいと思います。

○委員（井端浩二）

主要説明書の235ページ、広葉樹のまちづくり推進の中の一番下にあります広葉樹のまちづくり学校の開催事業について確認をさせていただきたいと思います。

受講生16名ということですが、どのような人たちが受講されたのか。森林関係者なのか、その辺についてちょっと確認をさせてください。

□林業振興課長（竹田慎二）

広葉樹のまちづくり学校の受講生の方につきましては、全国からそれぞれ林業従事者の方もいらっしゃるれば、活用の方とか森林教育のほうの関係の方もいらっしゃいますし、それぞれということでした。

○委員（井端浩二）

ということは全国から来るということですよ、他県からも。それで今の話、ここで勉強されて、どのようにつながっていくのか、あるいは今の飛騨市との関係、その辺はどのように、今後考えていらっしゃるのか、ちょっと確認をさせてください。

□林業振興課長（竹田慎二）

実は令和3年度は2年目ということで実施をいたしました。これまでに市内から参加された方におかれましては、広葉樹のまちづくりの実際のプレーヤーといいますか、核となるプレーヤーとして今ご活躍をいただいているという方になりますし、ちょっと例を挙げると、その中の方から、森林にお子さんを呼んで歩いてもらうようなイベントをやりたいということで、今年セミナーという形でその方にやっていただくということもやりましたし、あと、市外からのご参加の方ですと、ちょっと遠くの方ですと新潟県から参加された林業事業体の方が、実際に新潟県では高くても広葉樹は売れないということで、こちらの飛騨市までわざわざ広葉樹の材を運んで販売をされたという例もありましたし、あとライターの方ですね、物書きをされる方が参加されたという事例もありましたので、そういった方が、飛騨市の取り組みを取り上げて紹介をしてくださったり、参加者ではなかったんですけども、この広葉樹のまちづくり学校そのものに共感をいただいて、同じく林材ライターという方で物を書く赤堀さんという方がいらっしゃるんですが、その方がいろいろな媒体で飛騨市の取り組みを紹介いただいたというようなことがあります。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

説明資料の232ページ、民有林整備事業なんですけども、ここの中に今、広葉樹に力を入れるということで、広葉樹の搬出、36.96ヘクタールとあるのですが、これどれぐらいの材が出されたのか分かりますか。

□林業振興課長（竹田慎二）

すみません。立米数まで手元に資料がございませんので、分かり次第、お答えさせていただきます。

○委員（前川文博）

分かりました。235ページに、今の広葉樹、市外に流出していたものを市内でということがあるので、ここにつながるのかなと思って聞いているのですが、ここで、仕分けで37.27立米という数字があるんですけども、これとはまた別の話でいいんですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

それとはちょっと別でして、民有林整備の中で実施する広葉樹搬出につきましては、例えば森林組合さんなんか道をつけて、広葉樹ではなくて針葉樹を切りに行く際に支障木となったりするような広葉樹がございますので、そういったものを出していただくということを目的に以前制度を作らせていただいたもので、235ページのサプライチェーンのほうにつきましては、これはもう今の広葉樹のまちづくりの核となる広葉樹を伐採して、ちょっと細いものとか節のあるものとか、そういったものも仕分けることで、販売につなげるということの仕分けということになっております。

○委員（前川文博）

そうすると、これは市有林、市の山から出たものの仕分けですか。それとも民間からのものをここに入れてやっているのか。元の出どころの木というのはどこになるんですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

仕分けにつきましては市有林から出るものと、そのほか私有林から出るものが両方混ざっています。

○委員（前川文博）

分かりました。それでこれに仕分け拠点の設置と、運営仕分けに対する経費ということで、138万6,000円というものが出ているんですけども、これは立米数で単純に割ると、1立米3万7,450円とか、そういう数字なんですけど、結構高いなと思うんです。ということは、これ以上の金額で売れないと、結局赤字で補助金を出し続けていくという話になっていくんですけど、実際にこれは幾らぐらいかかって、この補助金が出たのか、その辺は分かりますか。

□林業振興課長（竹田慎二）

説明が不足して申し訳ありませんでした。この138万6,000円の中には、広葉樹を流通の拠点となる場所の補助、この中の120万円が流通設置のほうに対する支援になっております。この37.227立米に対する支援は、ですので228万6,000円が補助として出したということになっております。

○委員（前川文博）

すみません。その120万円というものは、土地を借りている場所に対しての120万円で、これは毎年今から出ていくものなんですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

支援の趣旨としましては、小径材をしっかりと売っていかなければならないということなんですけど、小径材はこれまで使いにくいものだとされていきましたので、使いにくいものをしっかりと売るということについては、なかなか売りにくいので、売りにくいとはいえ、在庫がないと営業もで



きないということで、在庫を持つリスクを誰が抱えるんだという議論がありまして、その中で今、皆様に見ていただいた高野地内の西野製材所さんと柳木材さんの土場の一角を、そういった承継材の売りにくい材を置く、在庫を置く保管スペースとしてお借りする。そこに対する経費がかかってくるということに対して支援をさせていただいているというものが120万円で、これにつきましては、3年間をパイロット事業として事業を回しておりますので、まさに今、5回ぐらい、既にコンソーシアムの中で会議をやっておりまして、この支援金も今年の中で来年の事業を踏まえて、今、見直しというか、再度皆さんと検討してどうするべきかというのを、今まさに検討中でございます。

○委員（籠山恵美子）

成果報告書の207ページの4地域自慢づくりプロジェクト事業のことで伺います。伝承作物の新たな認定、その普及定着に努めたということを書いてありますけれども、在来種、固定種という言葉が出ていますけど、種苗法が改定になりまして、その関係では、これらのものは全く影響なく作られていけるんですか。

□農業振興課長（今井進）

種苗法の件かと思いますが、種苗法で保護されるのは、登録されているものだったと思いますので、在来、もともとある品種、そういったものを、特に登録がなければ、されてないものが多いと思いますけども、問題ないかと思っております。

○委員（籠山恵美子）

安心しました。飛騨市独自の伝承作物を普及させるということはとても大事なことだと思いますし、そやなは、この年にはオープンはしていないんですけれども、やっぱり似たような直売所と競合して、それで、差別化して、何か特色を出していこうと思うと、こういう事業もとても大事だなと思うんです。実際に、そやなの竣工式のときに、そのアドバイザーの方のお話をちょっと伺ったら、そやなは、やはりもう1レーン農産物を置くところがあると、そのほうが完璧ですねというようなことをおっしゃっていたんですね。実際に、ちょっと種類が少ないんですかね。

なので、こういうプロジェクトをもっともっと大いに普及していただいて、そういうものの生産物をそやなを通じて普及してもらおうということはとても大事なんですけれども、そういうつながりみたいなことは計画していらっしゃるんですか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

伝承作物とか、ここの特色ある農産物をいろいろな方に知っていただいて、買っていただいて、使っていただくということを、より市内に広めるために、今の直売所の一角に伝承作物コーナーを設けたりですとか、あと、やはりよそからいらっしゃる方もいるので、どうやって調理していいかということもよく分からない方もいらっしゃると思いますので、今年度、そういった伝承作物の調理方法なんかのレシピなんかを作って、店頭に並べたり、あるいは市の今年立ち上げましたH I D A I C H Iという食の専門サイトがあるんですけども、そちらのほうに掲載したりとかということで、こういった特色ある農産物の活用ということを深めていきたいなということを考えております。

○委員（籠山恵美子）

実際に営業が始まりまして、地場産市場そやなを作るときの、そもそもの計画として、あそこ

は道の駅で、観光客とか通りすがりで車の休憩をされる方も多いと思いますけど、販売の対象のお客さんは、例えば地元何割、あるいはそういう観光客対象何割とかと、ある程度そういう目安を立てて、あそこに商品を並べているのでしょうか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

オープン後1か月後に出口でアンケート調査を取りまして、その結果、7割が市外の方、高山市も含まれますけども。3割の方が地元だということで、やはり道の駅という立地上、よその方が多いなという印象です。ですので、直売所の店内に並べられている商品につきましても、よその方にも喜んでもらえるような商品のラインナップというのを、店長を中心に進めているという状況でございます。

○委員（籠山恵美子）

私もしょっちゅう買いに行くんですけど、やはり、同じ国道41号線沿いの同じようなところと比べると、やっぱりちょっと1つの値段が割高ですね。それは皆さんおっしゃいます。

ただし、今、おっしゃったように市外の方が多いとすれば、それはまたそういういいものが、それでも安いほうかもしれませんし、そういう考え方、営業のやり方だろうと思いますけれども、どうしても今おっしゃったようにポップで、調理の仕方みたいなものが、そういうサービスがあるかないとは全然違うんですね。新しい物、珍しい物を買うにも。ですから、そういうのもぜひ、大いにやっていくような指導もしていただきたいし、7割、3割ということ言うと、そやなの経営者と、そういうことでの次に続くやりとりというか、そういうのはされているのでしょうか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

先ほどオープン1か月後にアンケートを取ったというお話をしましたが、分析結果を実際に店長、あるいは代表である中家さんにお伝えをして、今後の改善点であるとか、こういうふうに改善と言うか、その内容についてお伝えをしております、今後そのアンケートの結果を踏まえて、いろいろ改善していただけるものと思っております。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（高原邦子）

240ページの地籍調査のことをお伺いしたいと思います。日本は法治国家と言われているんですが、私は前からどこが法治国家だよと思っているのが、所有者とかそういうのが、今、この世にいない人であったりとか、もう分からなくなってしまうている。そして境も本当に、昔は名義方法とかいろいろな方法で分かっていたんですが、災害とかいろいろで分からなくなっている。そこで、前から伺っていたんですが、この地籍調査というのは、なかなか時間がかかって、私が生きているうちにはとても終わらないということも知っていますが、3年ぐらい前かな、佐藤修さんが講師で来て、飛騨市役所のほうでやったと思うんですが、このリモートセンシングに関しての考え方、そういったことはどのように生かしていかれるのか、全国的にはこのリモートセンシングのやり方というのが主流になってきて、特にこういった山間部とか、そういった森林とかそういうところはいいと聞いているのですが、これをもっとしっかり取り入れて、どんどん進めてもらいたいけど、ネックになっているものは何かということと、毎年ここ今回5,200万円ぐ

らいですけど、このくらいの費用しかやっていけないものなのか、複数になりますけど、お答えいただけたらと思います。

□林業振興課（竹田慎二）

本年度から予算をお認めいただきまして、リモートセンシングのほうにも本格的に着手ということにさせていただいております。おっしゃるとおり高齢化とかが進みまして、今までの組合を作るというやり方が、正直限界にきているということは感じております。

一方でリモートセンシングを、実は飛騨市より先に試験的にやられた高山市さんなんかの例をお聞きすると、例えば、集落とのコミュニケーションをしっかりとやらないまま、行政の主導で、リモートセンシングでやりますと言ったりすると、逆にリモートセンシングでありながらも、くい打たないと納得されない方がいらっしゃったりして、なかなかそこがうまくいかないということを実際にお聞きしておりました。ですので、飛騨市の場合は、まずリモートセンシングでやるということについては、集落に出向きまして、リモートセンシングのメリット、デメリット、とにかくどうですかと言ったときに、もう組合は作れないと、作れずに、くい打ちにもどうしても行けないという場所について、リモートセンシングでやる。リモートセンシングは、今のところですと大体半分ぐらいの時間でできるのではないかということをお聞きしておりますので、そういった形でやるところは、スピードを早めながらやっていながら組合がもし組織できるところがあれば、やっぱりくい打ってというやり方も同時並行的にやる必要があるだろうということは思っております。今年ありがたいことに予算が今までより結構ついて補正をさせていただいておりますけれども、これはリモートセンシングに取り組むからといって、予算が増額されたわけではないようでして、県下でも試験的に本格的にやっているのは飛騨市が一番ぐらいでやらせていただいているので、できればリモートセンシングに取り組むということをお聞きして、県のほうでも優先採択がしていただけるような要望ということも併せて行っていきたいと思っております。

○委員（高原邦子）

くいの打てないところもありますよね。いろいろなところで、やっぱりいろいろと変わってきたということも理解してもらって、納得してもらって説明責任というか、そのためには、職員さんもそのリモートセンシングのこととか、しっかり把握して、やっぱりちゃんとお教えできるような体制を取ってもらいたいし、どうしてもその組合を作らないとやってももらえないものなのではないか。やっぱりやってもらいたいと思っている人はいるんですけど、やっぱりまとまってやらないと駄目なんですよ。その辺の決まりというのが、ものすごいものなのか、もう少し融通が利くものなのか、できるだけ早め早めに権利関係をしっかりと、はっきりさせていくのが一番いいと思うのですが、その辺はどういうふうを考えて、あと何年というか、100年以上かかるんではないか、そうでしたよね。それを何とか21世紀のうちにとか、その辺はどう考えていますか。

□林業振興課（竹田慎二）

繰り返しのようになってしまいますけれども、基本的にはリモートセンシングを推進していくという方針ということで、市はそういう方向で考えております。ただ、例えば神岡町で今やっている地域で、例えば組合を作ってくいを打つというやり方をしている、ちょっと途中でやっぱり止まってしまったというか、急峻すぎてくいが打てないということで、進捗が思わしくないというところがありました。そこに対してリモートセンシングという選択肢がありますよということをお示

しすることでそれでやろうというふうに進むということが、やっぱり事例もありますので、こちらからは十分な説明と、あと選択肢を示すことをしっかりやりながら、とにかくスピードを速めていきたいと思っております。

○委員（前川文博）

説明書の236ページ、広葉樹の木製品の話で6月に一般質問をさせてもらったんですけども、あのときに椅子がぐらぐらだという話があって一旦、直しに行くという話で持ってきたら、前と全然形が違うものになってきているんですけども、その辺はどうしてああいう形に落ち着いたのか、ちょっと説明があるとありがたいのですが。

□林業振興課（竹田慎二）

あの什器につきましては、いろいろご心配おかけして反省すべき点もたくさんあったわけですが、あの後、ヒダクマのほうと、あとコンソーシアムの会員である県の生活技術研究所の専門家の方と家具の木工制作に携わった木工作家さん、そういった方といろいろな協議をさせていただいて、とにかく設置場所が設置場所でありますので、安全が第一であるということで、今の形のように、例えば安定するようにしっかり足をつけたということで改善をさせていただきました。その上で、あそこにああいったものを置くという趣旨が、足をつけて多少ちょっと変わってきたりするんですけども、そこにいわゆる小径材を使って、ああいったことができるんだということをお示しするために、説明のプレートをつけたりとか、そういったことを極力あそこの什器を入れたコンセプトに従った形になるように、検討した結果、今の形になったということです。

○委員（籠山恵美子）

決算書の96ページ、野村部長にぜひ市としての考えをお聞きしたいんですけど。中山間地域等直接支払交付金というのは、この年5,500万円入っていますよね。これは大きな額が入ってくるんだなと思ひまして、でも、最近の新聞報道を見ていると、農業関係で言うと、この直接支払交付金を国はなくすというような報道が多いですよね。それで、かなり心配されている報道が出ているんですけども、これがなくなると、実際に今はありますけど、なくなったら大変ですよね。転作もできないし、作らなくなった農地を買うこともできないし、借金が残るばかりという状態で、農家の方は心配されています。このことについては、行政としても、ただ指をくわえて待っているという状態ではないと思ひますが、例えば県とのやりとりの中で、何かそのことに対して国に上げていこうとか、あるいは、とりあえずもしその制度がなくなったときに、どういうふうに備えていくとか、そういうようなことの準備はされているんですか。もう、何としてでもそれはなくならないという確固とした自信があるなら別ですけど。ちょっとお考えを教えてくださいなと思ひます。

□農林部長（野村久徳）

中山間地域等直接支払制度は、昔の農業基本法が食料農業農村基本法に大きく変わったときにできた制度なんです。なので、よくデカップリングと言います。政策と切り離すようなことで、ヨーロッパでスイスとかで、例えば羊とかヤギがいるようなところは、やっぱり所得が合わないの、そこは公益的な機能の観点から、国が税金で補填しましょうという考えを日本で初めて取り入れたという経緯があるんですね。その上で、そのお金はどういうことかといいますと、平場と急傾斜地というのは、例えばブタクサの管理とかがありますので、そのコスト差を国が補填

する。十分ではないと思いますが、というのがもともとの趣旨です。

なので、公益的機能、多面的な機能を守るために税金を入れるということがそもそもの考え方ですので、国のほうも、もちろんそういった農村とか、そういう農地が有する多面的機能というのは当然評価しているわけでございますので、そこをもし見直されるとすれば、それに代わる代替案は出てくることは期待しておりますし、もしそうでなければ、やっぱり基礎自治体ができることは限られていますけれども、県なりをそれぞれ通してそういった要望は特に岐阜県は多いですから、上げていくべきだというふうに考えております。

○委員（籠山恵美子）

そうですね。今、ウクライナ情勢のああいいう危機からの輸入農産物は、本当に大変な状態ですよ。飛騨市だったら、大豆はよく作れるし、そういうことを思うと本当に地域、地域に食料自給率を上げていくということは、とても大事な政策ではないかなと思うんですよ。そういう意味では、農家の方もそれを機会に元気が出る、やる気になるということもあり得るでしょうし、例えば、先ほど質問があった、お米を食べないということについても、だったら学校給食のパンは米粉パンにしたらいいのにと私は思ってしまうんですよ。米が余っているのなら。米粉パンなんていうのは私だってホームベーカリーで作れますからね。ましてやプロが作れないわけではないので、そういう大きな構想の見直しというか、展望を持って、飛騨市のお米も何も食料自給率を上げてもらいたいと思うんですけども、その辺は、そういう意欲はおありなのでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

今、国でも食料安保のことが非常に議論になっています。今、カロリーベースでも決して上がってなくて、むしろ下がってたりしているんですよ。一方で、結局、例えば食料自給率が今カロリーベースで38%~39%か、ちょっと正確な数は多分それ前後だと思いますが、今の資材の高騰とか、そういうことも含めるとものすごく低くなっていくんだと思います。

なので、一律的に一方方向から見るだけではなくて、例えば市内のそういった草資源であるとか、あるいは畜産廃棄物であるとか、そういったもので、しっかり飼料の自給率とか、有機質の堆肥の自給率が上がっていったりとか、今のお米のパンの話ですけど、もちろん学校給食は正確には存じ上げませんが、学校側とか県とかのいろいろなことがあるかと思うので、もしそういった方向的には米の消費を上げていくということはものすごく大事。

ただ、そこがいろいろな仕組みが絡んでいますので、一つ一つ、我々どもだけではなくて、県とかJAさんとか、あるいはパンの製造するところだとか、そういうところとできることを模索していくということは大切だと思いますが、もちろんそこは時間もかかりますし、ただそれ以上にパンも一考なんですけど、やはりご飯を朝昼晩と、できるだけ地元のお米を食べていただくということがまず大事ですので、そういった啓発については行ってまいりたいというふうに考えています。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにごいませんか。

□林業振興課（竹田慎二）

先ほど前川委員さんからありました232ページ、民有林整備事業の広葉樹排出量でございます。こちら申し訳ございません。確認いたしましたら、単位に誤りがございまして、ヘクタールとな

っておりますが、36.96トンでございます。参考までに量で言いますと25.9立米ということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●委員長（葛谷寛徳）

これで、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（葛谷寛徳）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後1時40分といたします。

（ 休憩 午後1時35分 再開 午後1時40分 ）

◆再開

●委員長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

◆認定第1号 令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

【市民福祉部所管】

●委員長（葛谷寛徳）

認定第1号、令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、市民福祉部の所管の歳入歳出決算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

お疲れ様です。それでは市民福祉部所管について主なものについてご説明を申し上げます。説明資料につきましては、決算付属資料02令和3年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書にて説明をさせていただきます。68ページをお願いいたします。

まず、市民保健課市民係でございます。次ページをお願いいたします。2の69ページ、個人番号カード交付事業でございます。令和3年1月～3月にJ-LISがマイナンバーカードの未取得者に対しQRコード付きの申請書を発行したこと。令和4年3月に後期高齢者医療広域連合が75歳以上の未取得者の方へ申請書を送付したことや、マイナポイント事業の効果もあり、マイナンバーカードの交付率が全国的に伸びてきております。市においても確定申告会場等においてマイナンバーカード作成に係る申請を受け付けする出張申請を実施するなど、マイナンバーカードも普及促進に取り組んでまいりました。個人番号の交付枚数といたしまして、令和3年度3,460枚、出張申請は3回実施しているところでございます。

次ページをお願いいたします。下段、人権啓発事業でございます。一人一人の人権が尊重され多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる人権尊重のまちづくりを目指し、人権擁護委員と協力して人権啓発に取り組んでいるところでございます。

令和3年度は、高山人権啓発活動地域ネットワーク協議会の当番市であり、講演会や人権推進指定校である神岡小学校児童による「人権の花運動」等、飛騨地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進してまいりました。詳細につきましては次ページに表がございます。

御覧いただきたいと思っております。

続きまして、71ページ保険年金係です。市民の生活を守る社会保障制度として、医療、年金、子育て支援に関する事業を国県、広域連合等との連携により実施をいたしました。

74ページをお願いいたします。中ほど4子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取り組みの1つとして、住民税均等割非課税世帯を対象に、児童1人当たり5万円を支給しております。全額国の補助事業でございます。支給対象児童といたしましては70名でございます。

続きまして5子育て世代等臨時特別支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から、年収960万円以上の世帯を除く子育て世帯に対し、75ページをお願いいたします。児童1人当たり10万円を支給しております。こちらのほうも全額国の補助事業でございます。申請不要であったのは児童手当の支給を受けている世帯でございます。支給対象児童といたしましては2,297人、要申請といたしましては支給対象児童741人でございます。

6新型コロナウイルス感染症病棟手当金。新型コロナウイルス感染症に感染し、事業を営むことができなくなった個人事業者に対して一定の要件の下で傷病手当金を支給しております。該当者は1件でございます。

77ページをお願いいたします。77ページ、健康推進係です。2成人保健事業。15歳～18歳までの若年層の健診についても、学校との連携で実施をすることができました。中三健診につきましては、令和3年度に初めて古川中学校、神岡中学校を会場として実施することができまして、多くの生徒の実施につながるところでございます。

81ページをお願いいたします。81ページ下段です。母子保健事業では、令和元年度に開始した飛騨市産前産後ママサポプロジェクトでは、産後ケア助成事業、産前産後サポート事業、ママサロン交流会、乳児託児、子育て支援ヘルパー派遣事業を実施し、妊娠中から産後まで切れ目のない母親支援につなげているところでございます。

令和3年度の産前産後サポート事業では、新たに河合、宮川地区でのサロンを開始いたしました。市内各地区でのサロンの実施により、妊婦、母親にとって身近な場所で参加いただくことができたと思っております。

次ページをお願いいたします。上段です。令和3年度から取り組みを開始した赤ちゃん防災につきましては、赤ちゃん防災リーダーである助産師がまるん交流会等で、妊婦母親に向けて防災についての講話を行いました。今後も、いざというときに役立つ赤ちゃん防災の取り組みを支援し、充実させていく所存です。

4新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。次ページをお願いいたします。中ほどです。基本的な感染対策やフェーズ、施設ごとの注意喚起等をWeb、同報無線、新聞、広報、区長配布等を活用し、周知するとともに、市民病院のインフェクションコントロールドクターによる、抗原定性検査キットの活用を含めた感染対策講習会を実施いたしました。

また、感染対策指導員を配置し、県が感染対策に必要な事項について取り組み状況を確認する第三者認証制度の認証取得を支援いたしました。さらに、検査体制を充実させるため、市民病院の巡回診療によるまちなか簡易検査センターの設置、医療機関との治験契約による抗原定性検査

キットを活用した検査体制により感染拡大の防止、感染不安の軽減、ワクチン検査パッケージ制度の運用に寄与することができました。

94ページをお願いいたします。子育て応援課、保育園係です。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策の対応を全園で実施しながら保育業務を行いました。

なお、園児等の新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者が判明した際は、速やかに保健所等々の関係機関と連絡体制を取りながら感染症対応や休園、学年閉鎖なども措置を行いました。

次ページをお願いいたします。2保育所の管理運営でございます。下段です。保育園の状況でございますけれども、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で保育の利用を控える方があり、そうした方には電話や訪問等を行いながら、利用者に寄り添った対応を行いました。子供の数につきましては全体的に減少していますが、次ページをお願いいたします。全市的に未満児保育が増えておりまして、特に年度途中からの入園希望に対し十分な受け入れ体制ができていない状況にあります。こうした課題に対応するために保育士確保をさらに進める必要があることから、令和3年度は私立園の保育士確保の支援、子育て支援員の育成研修の取り組みを行いました。保育士確保対策補助金においては、保育士UIターン就職奨励金事業で3件、求人支援事業で1件交付し、私立の保育園の保育士確保支援いたしました。子育て支援研修には受講者43名のうち、市内私立保育園から9名、その他の事業者や各種団体から13名の参加があり、既に子育て支援に関する業務に当たっている方のスキルアップにつながったと思っております。

99ページをお願いいたします。子育て政策係分です。3子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分支給事業。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国の政策として、対象世帯に児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分を支給いたしました。財源につきましては、国負担10分の10でございます。117世帯、177名分を支給いたしました。

次ページをお願いいたします。100ページ中ほどです。5子育て支援員研修の開催、飛騨市での子育て支援の担い手となる人材を育成するため、これまで県が岐阜市周辺で行っていた子育て支援分野で必要となる知識や技能等を習得するための全国共通の子育て支援員研修を市内で初めて開催いたしました。令和3年12月に計4回、延べ8日間を実施しております。受講者につきましては43名、延べで53名となっております。

次ページをお願いいたします。101ページ中ほど、7全天候の子供の遊び場の開設事業です。全天候型遊び場検討委員会では、市内に新たな遊び場施設の設置場所や設置遊具の検討をするように会議などを行いました。令和4年度について駅東開発で民間整備される全天候型の子供の遊び場について、市民要望として意見の取りまとめを図るために、引き続き検討会議を実施し、意見提案を行っていく予定でございます。このことにつきましては、先般8月18日に中間報告を行ったところでございます。

105ページをお願いいたします。105ページ、障がい福祉課障がい福祉係分です。障がい児者が幼少期から高齢期に至るまで、安心して暮らせる地域となるよう、切れ目のない支援の実施やサービスの提供を行いました。

飛びます。116ページをお願いいたします。116ページ中ほどです。11障がい者グループホーム



整備に係る事前準備。利用者の中に感染症患者が発生した場合に、隔離対応することで拡大を防ぐことができるよう、建物の修正設計を行いました。

また、グループホームの効率的な運営ノウハウを取得していただくことを目的に、必要な経費を算出いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができませんでした。内部の撤去工事につきましては実施済みでございます。

次ページをお願いいたします。12要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置購入助成金です。人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい児者が災害等による停電時においても安心して日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置などを市内業者から購入する際の費用を助成するというものです。県補助金が2分の1入っております。申請につきましては令和3年度1件でございました。

次ページをお願いいたします。118ページ、地域生活安心支援センターです。1 飛騨市地域生活安心支援センターふらっとの開設。ハートピア古川内にどんな相談にも応じることができる総合相談窓口の設置をいたしました。複雑で困難な問題は医療的セラピストがコーディネートを行い、将来を見据えたトータルプランを策定するなど、新しい形の支援に取り組んだところでございます。

次ページをお願いいたします。次ページ下段です。119ページ。もしもに備える地域資源の集結により市民が地域でいつまでも安心して暮らし続けるための地域生活支援システムについては、協力事業所を登録し、事前登録希望者へは委託した専門相談員による訪問調査及び個別計画作成実施など、令和4年度本格実施に向けての準備を実施いたしましたところでございます。

次ページをお願いいたします。2 地域と専門家で作る療育の先進地づくりです。飛騨市から新しい療育のモデルを日本全体へ発信することを目的として、令和2年度から飛騨フォーラムが開催されております。令和3年度は乳幼児期と成人期から再考する地域生活支援の理想の形と題し、NPO法人はびりすと飛騨市による実行委員会方式で開催をいたしました。11月6日～7日にかけて会場参加者が90名、オンライン参加者が250名ということで実施をいたしております。

122ページをお願いいたします。122ページ、地域包括ケア課社会福祉係です。暮らしに困難を抱える方に対し、生活困窮者自立支援事業を重層的に実施し、生活保護に至るまでの伴走型支援を実施しながら自立への援助を行いました。また、多重債務等により、家計のやりくりだけでは生計が困難になった世帯に対し、市で伴走した家計相談支援を実施しながら連携協定を結んだ東海労働金庫と相談し、当該金庫の融資により債務を整理して返済を一本化することで、生計の立て直しの支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、離職、休業を余儀なくされ、収入の減から一時的な生活困難に陥った方に対しての相談対応も引き続き行い、市の補助により、飛騨市社会福祉協議会が実施する生活支援貸付制度へのつなぎや、国制度による住宅確保給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給などによる支援を行いました。それでも生計困難な方につきましては、セーフティーネットでもある生活保護制度につないだところでございます。

124ページをお願いいたします。2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活支援事業。国の給付金施策である住民税非課税世帯への臨時特別給付金の10万円給付、こちらのほうは1,717世帯でございます。本冬の灯油価格の高騰により、生活に大きな影響を受けた非課税世帯に対し、

緊急に灯油購入費の一部助成支援を行いました。こちらのほうは、1,391世帯に対して支援を行っております。

続きまして、128ページをお願いいたします。128ページ、6 成年後見制度受任促進事業です。近年の高齢化率の上昇や、社会的に立場が弱い方の増加に伴い、その方たちの権利を擁護するため、成年後見制度の重要性が高まっております。国において成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、これに基づく利用促進計画が策定されたところであり、市においても成年後見制度の利用促進に関する取り組みを進めていく必要があります。令和4年度より成年後見制度利用に関する中核的な機関の設置運営を飛騨市社会福祉協議会への委託により実施することとしておりますが、その前提として、成年後見を受任できる受任者拡充の必要性から、本年度において社会福祉協議会自体が受任者となる法人後見の受任数の拡充のため、社会福祉協議会へ人員確保に対する補助を行い、後見受任に対する取り組みを推進したところでございます。

130ページをお願いいたします。130ページ介護保険係です。2 感染症対策介護職員等確保対策事業です。令和4年1月～2月にかけて発生した高山市の介護老人保健施設の大規模クラスターでは、当該施設の介護職員の大部分が感染したことから、現場の介護提供は深刻な事態となりました。これにより県から市へ任意に職員派遣の応援要請があり、市から協定締結法人へ打診したところに2法人、吉城福祉会と神東会でございますが、介護職員3名を派遣されました。市でも協定の支援制度を今回の市外派遣にも適用できるよう拡充し、初めて介護施設クラスター発生施設への応援を行ったところでございます。

132ページをお願いいたします。132ページ上段、3 医療・介護・福祉サービス事業所における感染対策の支援事業です。冬季を迎えて新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる中、これまで得てきた様々な感染対策知識の下、市内の医療介護、障がい福祉サービス事業所における感染防止対策のさらなる充実強化を図るため国の制度に連動して市独自に臨時支援を行ったところでございます。内容につきましては下の表のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。高齢支援係です。令和3年度は高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制のさらなる推進を図るため、生活支援に資する取り組みを重点的に行いました。

主な取り組みとして、いきいき券では、事業名称をいきいき地域生活応援事業に改め、いきいき券の利用範囲に市民ニーズの高い移動販売や、宅配灯油代を追加いたしました。買い物弱者支援事業では、日常生活必需品等を自宅まで配達する事業者の有益な情報を集約して冊子を作成し、買い物が困難な高齢者等へ配布するなどの支援を行ったところでございます。民間活力と連携した生活支援策では、日本郵便株式会社との包括連携協定による取り組みとして、東茂住郵便局と打保郵便局に、いきいき券等交付事務を出張窓口として委託し、高齢者等の利便を図りました。

また、東茂住郵便局においては、日用品や食品の店頭販売、カタログ商品の注文取り次ぎを行い、近隣に商店のない地域への買い物支援策のほか、局内の一室を開放し、サロン活動等地域住民の交流の場づくりとなる取り組みを行ったところでございます。

136ページをお願いいたします。中ほど、3 高齢者雪下ろし支援事業です。今シーズンは大雪の影響により、雪下ろしサポートセンターのもと、実際の雪下ろしなどを行う市内の建設事業者では、一時的に受け入れができない時期があり、また補助金の対象外世帯からの問い合わせも多く、

雪下ろしの依頼先が分からないという声もあったことから、建設業者以外の様々な業界で雪下ろしができる事業者をリスト化したいということを思っております。

しかし、雪下ろしの担い手が増えない中で、このまま希望者が増加していくと十分な対応ができなくなることから、今後は各家庭の自助の力を引き出すことも重要となり、雪下ろし時の安全対策に対する支援をはじめ、屋根融雪装置の設置に対する補助額の拡充を図るなど、業者への雪下ろし依頼ニーズ自体を減らせる体制を構築していく所存でございます。9月補正予算で計上させていただいたところでございます。

140ページをお願いいたします。140ページ、6いきいき地域生活応援事業です。通常のいきいき券の交付に加えまして新型コロナウイルス感染症の影響によるタクシー需要の激減に対する経済対策として、高齢者等のタクシー利用に限定した飛騨市いきいきタクシー券の追加交付により、高齢者等がコロナ禍でも生活に必要な外出ができる環境を整備したところでございます。

146ページをお願いいたします。所管施設の運営でございます。・の2つ目です。古川町総合保健福祉センターにつきましては、空調設備を中央熱源方式から個別管理できる電気式業務用マルチエアコンによる冷暖房方式に、令和3年度から3か年計画で改修を進めていく予定でありましたが、既存の空調設備の一部が故障し、負荷がかかった状態で稼働しているため、早期の空調更新が必要となりました。このことから当初の3か年計画を前倒しして、令和4年度までに工事が完了する計画で現在進めているところでございます。

150ページをお願いいたします。150ページは地域医療係です。1 医療・介護・福祉人材確保対策事業としてでございますが、外国人雇用につきましては技能実習生3名、経済連携協定によるEPA2名が令和3年6月に、留学生7名が介護福祉士資格を取得し、令和4年4月から順次、市内の介護の仕事に就いてくれることになっており、人材不足を安定的に確保する流れが現実のものとして整ってまいりました。現在、技能実習生で働いているベトナム人男性も非常に真面目に働いておりまして、3名が入門的研修資格を取得され、さらに技能実習生1名、EPA2名は介護職員初任者研修の資格を取得され、大きな戦力となっているところでございます。

一方で若手の人材確保につきましては、平成29年度に市と人材育成連携協定を締結いたしましたサンビレッジ国際医療福祉専門学校の2名の学生が介護福祉士を取得して卒業し、うち1名が新生会で経験を積んで、令和4年4月から飛騨市の養護老人ホームで就業されているところでございます。

152ページをお願いいたします。3 飛騨圏域救急急性期医療体制確保事業です。一番表の下です。チーム飛騨で2週間感染者ゼロを目指そうということでこちらはゼロ予算でございますが、5月29日でございます。新型コロナウイルス感染症第4波の影響により飛騨圏域の病床稼働率や医療体制が逼迫し、救急医療や手術を必要とする患者に対して危機が迫った状況となりました。そのため、飛騨圏域の三市一村と圏域内の代表病院による共同発表を行いまして、改めて基本的な感染症対策の徹底を呼びかけ、市民の協力により圏域の医療体制を守ることができたところでございます。

続きまして、飛びますが169ページ。6 新型コロナウイルスワクチン接種推進室です。ハートピア古川内に新型コロナウイルスワクチン接種室を設置し、国が示す新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュールに合わせ、市民、市内の医療従事者、高齢者施設等の入所者及びその従事者

が速やかにワクチンを接種できるよう体制を整えるとともに、関連情報の収集及び発信に努めたところでございます。

コロナウイルスワクチンにつきましては、初回1回目、2回目を接種開始した年度でございます。令和3年度では3回目までの接種について開始をしているところでございます。

172ページを御覧ください。3ワクチン接種体制の整備です。一番下でございます。国の方針に基づき、ワクチン接種順位を医療従事者と高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する者、60歳～64歳、エッセンシャルワーカー、それ以外の順に決定をいたしまして、接種を開始しました。市内医療機関の協力によりまして接種枠を確保し、接種券を5月6日から順次発送し、2回目接種を12月中旬にほぼ終了することができました。

また、追加接種3回目につきましては、接種期間を1か月前倒し、12月23日から開始した医療従事者への接種を皮切りに順次接種を進めたところでございます。

174ページを御覧ください。5ワクチン接種実績でございます。令和3年度末の接種実績につきましては、御覧の表のとおりでございます。次ページには、小児ワクチンの実績も掲載しております。簡単ですが、以上で一般会計の説明を終わります。

●委員長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

成果説明書の122ページ、社会福祉係のところですが、総括事項に書いてある暮らしに困難を抱える方への支援ですね。この中で伴走型という言葉が出てきますけど、多重債務によるこういう世帯に対しての相談支援というのは、実際にはそれでうまくいった事例という成果というのはどのぐらいあるんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

多重債務の支援につきましては、123ページにも実績は掲げておりますが、実際は小口の多重債務と言うんですかね、多くても一番大きいので450万円くらいおまとめしたという例があります。これは若い方なんですけど、そのほかにも税の滞納も含めて200万円くらい、いろいろな滞納やら返済が滞ったものがあって、それをおまとめするという事例もありました。

こういったところは、こういった支援をもし入れてなかったら恐らくうまく回ってなくて破綻したであろうと思われれます。若い方も下手をすると、やっぱりそういうところから、将来、まだまだ未来がある方が、そこで何かやっぱりつまづいてしまって、落ちてしまう可能性もあったのではないかなと思いますけど、こういった新しい取り組みの中で、そういった方々が、もう一歩立ち直れたというようなことがあって、私たちとしては、この事業については非常に手応えを感じております。こういった取り組みはやっぱり行政としてやっていくべきだなということ、少ない実績ではありましたが、非常に感じましたので、今後も鋭意推進していきたいというふうに考えています。

□市民福祉部長（藤井弘史）

補足をさせていただきます。私のところにも書類が回ってくるんですけども、小さいもので何十万円というような方もいらっしゃるんですけど、それがやっぱり消費者金融に幾つも借りていらっしゃるって、利率を見ると、やっぱりものすごい利率なんですよね。払ってはいらっしゃるんです

けど、本当利息だけ払っていて、元金には全然手がついてないというような方もいらっしゃる、それを、東海労働金庫さんのほうがちゃんとまとめて、低利率十何%まではとても言いませんが、もっと安い利息で元金もしっかり家計も支援して払い込んで、何年間計画で返済するような組み立てをさせていただくというようなことで、非常に効果が出ていると私も見ております。すみません、以上です。

○委員（籠山恵美子）

そういう窓口になって、お世話をする職員の方、生活保護なんかもそうですけど、本当に直接ご本人と接しながらいろいろやってくるのは、担当する職員の方が大変だなと思います。私も生活相談なんかでお連れして、職員さんもお世話になることもよくあったので、そういう職員の方の担当とか、ケースワーカーも含めてですけど、福祉部では職員の数というのは、十分足りているのでしょうか。それこそ、過重労働。高原議員ではないですけど、心的疲労が多すぎて、きちんと頭が回っていかないのかなと心配になるんですよ、その分野は。大丈夫なのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今、籠山議員がおっしゃいましたように、本当に職員個別の対応ということで、結構負荷のかかる業務をやってもらっています。

ただ、今、東海労働金庫さんとかこういった協定を組んでやったりとか、ふらっとのほうでも今、はびりすさんとかと盛んに連携した形を取っていますけども、職員そのものが個別に孤立して動いているわけではなくて、今回、東海労働金庫さんとの協定でよかったのは、東海労働金庫さんはやっぱり金融のプロなんです。今まで家計伴走支援をしていて、職員はそれで悩むんですけど、東海労働金庫さんに相談することの中で、本当に目からうろこのようないろいろなプロの目線の支援の仕方というのを教えていただいたり、そこで一緒になってやったりとか、今回特別融資というような制度も社会福祉協議会さんとの債務保証の中で作ったりはしていたんですが、実際そこまで至ることなく、東海労働金庫さんのプロパンの融資の中で、プロだなと思うようなアドバイスと、ご本人への支援をしてくださるわけですね。そこが、職員だけで今までやっていたものが、外の民間のプロと組むことによって、その職員の負荷も減りますし、専門的な支援にもつながるといようなことで、やっぱりこういう手法でやっていくものかなと思っています。今年度、また新たに民間のファイナンシャルプランナーさんと連携した事業を立ち上げたんですが、先日も1件実際に相談に乗っていただきました。職員だけではなかなかどうしていいのか分からないというところで、ファイナンシャルプランナーさんに市の委託として入っていただいて、多子世帯なんですけど、相談に乗っていただくと、やっぱり先のライフプランの見通しが立つものから、一気にクライアントさんがぐっと落ち着かれるんですね。そこから適切な支援に入っていけるというのもあって、こういった形で、職員の数とか力とやっぱ限界がありますので、できるだけ外の、これからは民間のいろいろな専門家と組んでやってくという体制づくりを、特に力を入れていきたいなというふうに考えています。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

藤井部長から説明がなかったんですけども、156ページ。各診療所の運営状況の中で、全部言う

わけにはいかないので、こどものころクリニックについてです。これについてちょっとお伺いします。よろしいですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、野村議員がおっしゃったところは、国民健康保険の直診事業勘定になりますので、次のところでお願いいたします。

○委員（井端浩二）

説明資料の127ページ、結婚支援事業でお尋ねさせていただきます。いろいろイベント等をやりまして、三市一村でいろいろとやっておりますが、見て気がついたことが、飛騨市は登録者が少ないなというイメージなんです。

なので、今後、少子化という中で、結婚者が増えるように、もう少し会員数を増やすという方法は取ってもらえないでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

昨年度、やはり結婚のいろいろな相談の口がバラバラとあって、それぞれに広報していたので、分かりにくいという形があって、ちょっと1回、全部いろいろな事業者さんがやっているものを、1つチラシを、市でまとめたものにして、それでこういう結婚支援の取り組みをやっていますよという周知をしようということで、昨年1回まとめた手づくりのものだったので、見栄えが悪くてあまり皆さんの印象に残らなかったかなと思うのですが、一応そういう取り組みをさせてもらって、工夫していこうという気持ちでございました。

ただ、やっぱり今申しましたように、職員の手づくりのようなものでは、なかなか皆さんの印象に引っかけられないのかなというのがありますので、ただ、視点としてはそういった視点で、様々な情報をやっぱり集約してお届けをするということを考えながら、もうちょっと目立てのいいものにして、また今後推進していきたいなというふうに思います。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございせんか。

○委員（住田清美）

主要事業の施策は78ページ、減塩チャレンジプロジェクト事業についてお尋ねしたいと思えます。なかなかコロナ禍で、行事ができなかったということなんですが、減塩チャレンジは、前の年ぐらいから大幅にやられているのですが、この中で小学校6年生に新たに尿中の塩分測定を追加実施したと書いてありますが、この結果についてはいかがだったのか分かりますでしょうか。

□市民保健課古川保健センター担当係長（小洞尚子）

小学校6年生の尿中の塩分については、実施しまして、保健だより等でお出しいたしましたが、全部が全部、尿中塩分の量としては多くありませんでした。意外と守られている子も多かったんですが、実際のパーセンテージは、今、申し上げられませんが、半分ぐらい、6割ぐらいのお子さんが規定量よりも多かったとっております。引き続き、その子達はきっと中学校に入ってから健診を受けていただくということで、継続した尿中塩分を測定していただければと思っております。以上です。

○委員（住田清美）

4割ぐらいがちょっと高めなのかなという結果なんですが、ここにも乳幼児の摂取も超えてい

るのが6割以上ということで、結構半分から半分以上は、まず基準値を超えていると思われますので、やっぱり小さな頃からそういう塩分の取得の習慣的なものをしっかり据えつけておくことが大事なと思いますが、新型コロナウイルス感染症でイベントはできませんでしたが、お店屋さんには減塩の食品を置いていただくコーナーのようなものも設置するというようなことを前にお伺いしておりますが、そういうお店さんの減塩コーナー的な設置についてはどのように進んでおりますでしょうか。

□市民保健課古川保健センター担当係長（小洞尚子）

減塩に協力をしていただく減塩協力店は現在15店舗、1店舗は協力できないということでありますので14店舗なんですけど、お店によっては減塩コーナーを作っており、作っていないところもあるということで、今後またマップを刷新していきたいと思っておりますので、それに伴って減塩コーナー等を定期的に変えていただいたり、減塩醤油が中心ですので、なかなか地味なコーナーだと思いますけれど、チラシ等を置いていただく等活動をしていきたいと思っております。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

少し関連したことなんですけれども、基本健診のところで若年層への健診も始まったと思うんですけれども、中学校3年生とか、あとはここの説明書の77ページのところに書いてありますけれども、これの結果、あるところで聞くと、若年層の糖尿病の予備軍が多いというようなデータもあったんですけれども、そういった結果というのは、その市民保健課のほうで何か持っておられるのでしょうか。

□市民保健課古川保健センター担当係長（小洞尚子）

これについても、手元に詳しい割合等はございませんが、結果については各学校の養護教諭の先生、今日とかもフレッシュとか高校生への健診の結果を、吉城高校や飛騨神岡高校の先生と意見交流会がございますが、確かに糖尿病棟の予備群、ヘモグロビンA1cが少し高いよというような方、それから中性脂肪が高い方というのが、その15歳～18歳という方にもいらっしゃいます。生活習慣が背景にある方と、やはり遺伝的なものが背景にある方というふうにございますので、やっぱり家庭訪問等で丁寧に生活指導等に入っていきたい。それで必要な方につきましては早期に受診を勧奨するというようなことを実施しています。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（高原邦子）

不妊治療のほうは、令和4年度からは保険適用になるということなんですけど、今までどのくらい役に立ったとか、数字的なものでありましたでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

すみません、今数字を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。議員はどれだけ妊娠に結びついたというような数字というような意味合いでよろしかったでしょうか。

●委員長（葛谷寛徳）

数字は後ほど報告させていただきます。

## ○委員（高原邦子）

以前、私は妊娠するための妊孕性の問題とかいうことを一般質問等々でしたんですけれど、早いうちから、結婚届を出したら、そこにもいろいろ不妊に関する情報とかを織り込んでいただいて、2年ですか、普通の生活を送っていても妊娠ができない場合は、一度かかってみたらとか。結構若い方が不妊治療に行くようになっているんですね。飛騨市ではありませんけれど、全体的に見て。そういったことを飛騨市は分かっているのかな、どうなっていますかと。結婚の届け出とかそういったときに、そういった案内なんかは出しているのかなということをお伺いしたいんですが。

## □市民保健課古川保健センター担当係長（小洞尚子）

結婚届とかのときに、妊孕性のことは以前パンフレットとかも作ったこともあるんですが、現実的にはやっぱり現状としては結婚年齢が上がってきているということもあって、結婚時というよりは、もう思春期のうちに不妊のことを知っておっていただきたいということで、市内の高校2校ですけれど、高校生を対象に岐阜市の廣瀬先生という方に入っていて、男子も女子も一緒に聞いていただくということですが、思春期の健康と併せて妊孕性ということも、組み合わせて講義をいただくようにしております。以上です。

## ○委員（高原邦子）

それは本当に素晴らしいことです。私たちの時代にはなかったことですし、ただ、私が今現実的なことを言っているのは、結婚届を出すということは、結婚したということなので、やっぱり子供を一番期待できるのは、婚姻届を出したときかなと思うんですね。高校生とか、大学生途中ならば、あれかもしれませんけど、高校生ではまだ結婚ということに関してまでは身近ではないので、私は市としては受理するわけですから、そういったときに、やっぱり妊孕性の問題とか、そういったことをまた改めて伝えていってもらったらいいかと思います。よく、キャリアを積んでからとか、35歳を過ぎてからでもいいやなんて思っている方がいらっちゃって、本当に高原さん、私は間違っていたという意見を聞いたことがあって、大変なんですと言って、ありがたいことにその方は授かったんですけど、やっぱり若い妊孕性を大切にすることは大事なので、せっかくこういった不妊治療にいろいろ助成してきて、そして今は、健康保険とかそういったものも使われるようになっているんですから、その辺を結婚届のときに出すとかそういったことは、藤井部長どうですか。駄目ですかね。どうでしょうか。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

今、ご指摘のご意見も踏まえまして、これから課内で協議をさせていただき、検討をさせていただきますと思います。

## ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

## ○委員（籠山恵美子）

すみません、成果説明書のページが出てこないんですけど、先ほど、保育の説明で、未満児保育の要望が増えているというか、先生で保育士も大変なのかな、足りないのかなというそういう説明を受けましたけど、未満児保育を要望するのが増えているというのは、実情としては、3歳まで待たずに、経済的な事情で働く若いお母さんが増えているのか、あるいは昔はお年寄りが3



歳まで見てくれたけども、居住が別なので、どうしても保育園に頼らなければということが多いのか、そういう実情というのには分かりますか。

□子育て応援課長（今村安志）

令和3年度になりますけども未満児保育が非常に増えてきたというようなところは思っております。3歳児以上はほとんど100%くらいの登園率というところではあるんですけども、近年、年々増えてきて、0歳児、1歳児、2歳児については増えてきたなというふうに思っております。

大体1歳、2歳児ですと4割とか、そのくらいになっているのかなと思っております。今年については、0歳児も結構増えておりまして、4割とか、そのくらいになっているかというふうに思っております。

未満児については、0歳児ですと子供が3人に対して1人とかというような保育士の配置が必要になっておりますし、1歳児、2歳児ですと6対1とかというようなところにもなっております。恐らくまだまだ飛騨市については、田舎というところがありまして、お父さん、お母さん、親がいらっしゃるのかなというところはあるんですけども、経済的なところなのかちょっと分かりませんが、両親とも働くというところが、こちらのほうのスタンスになってきたのかなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

●委員長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

○委員（井端浩二）

主要説明書の116ページ。福祉避難所の開設についてちょっとお尋ねさせていただきます。評価と課題というところで、神岡には大きい施設がなくて、一般避難所の機能強化として福祉スペースを考えているということですが、一般避難所はどこになるんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

神岡は今年も防災訓練で訓練したんですが、桜ヶ丘体育館のスペースを福祉避難所として対応できるような形で、今回も訓練をしたというようなことです。

○委員（井端浩二）

今の話、いろいろな避難所運営ができる人材の育成を図ったということですが、16名ということなんですが、古川と神岡に当然、必要な人数が要ると思うんですが、防災士会との連携、そういうところも必要になるのではないかなということを思いますが、そして16人では何か少ないような感じもしますが、今後また募集していくのか、その辺についてお尋ねさせていただきます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

ボランティアさんは看護師さんとか医療職を持っている方に登録いただいて、ちょっと防災研修なんかも受けていただいてということで、福祉避難所もある程度ちょっとそういった専門の方が対応できる形がないということで、昨年度も取り組んで増員ということでお願いをしていこうという感じなんですが、防災士会さんとの連携も主立っては危機管理課さんが窓口にはなっているんですけども、今、各避難所にやっぱり防災士会さんの防災士さんが入っていくと、開設は市の職員でパッとやるんですけど、ある程度、一日、二、三日と経っていくときには、運営の段階でやっぱり防災士さんのお力を借りながらということで、多分、危機管理課のほうでも各避難所への防災さんの割り振りみたいなことも検討されているというふうには伺っておりますので、

そういった職員と防災士さん、またこういったボランティアさんとの連携した避難所運営というように、これから順次形を作っていくというふうになると思います。

○委員（井端浩二）

それぞれに福祉避難所については、障がい者等の備品というか、あるいはエレベーターとかある場合には、当然タンカー等が必要になると思うんですが、そして酸素マスクというような感じも必要になってくのではないかと思います、それに付随する備品というのは準備できているんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

福祉避難所の備品も危機管理課のほうで、今、計画的に購入はいただいております、今回訓練したときも、どこにあってどう出すといいといったようなところまで、ちょっと反省点は多かったんですけども、ただ、割と今回、障がい福祉のほうでも、例えば、電源のいる人工呼吸器をつけているような方とか、ああいう方が自分で電源を買って持っていて、それを持って避難するみたいなそういった取り組みも併せてやっております、当然避難所でも最低限の備えはしていかなければいけないんですけども、避難する方それぞれにもそういった備えをしていただいて、かつこれから個別避難計画ということで、どこの避難所へどう逃げて、どういうふうに滞在するということまでちょっと掘り下げてやっていこうということで、今取り組もうとしているところですので、そのあたりが整ってくれば、大分集約された形になるかなと思っています。

●委員長（葛谷寛徳）

これで質疑を終わりたいと思いますけども。

○委員（高原邦子）

成年後見人のことについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、これを読んでもちょっとピンとこないんですけども、法人ですか。法人が増えているようなこととか、あと人数的に対応できないとかということなんですが、どのような方が必要とされているのか、ちょっと説明していただきませんか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

成年後見については、今までも生前に後見におつなぎするべき方というのは、潜在的にたくさんいらっしゃるというふうに考えています。

ただ、現実ですね、今、三士会という弁護士さんも司法書士さんも、行政書士さんもなかなか受け入れられないというのが実情です。それで、身寄りのない方とかが、社会福祉協議会さんの法人後見といったことをやるんですが、その受け皿でも、社会福祉協議会さんも、もう今の現有の職員の中でこれ以上受けられませんというような感じになって、結果的に申し立てしてもつなげづらいという前提があると、なかなか掘り起こしてこられないというのがあって、それで、昨年度、社会福祉協議会さんの法人後見の件数を増やせるように、職員を補助金で配置をさせていただいたということです。これで社会福祉協議会さんの法人後見が一気に20件くらい枠が増えましたので、それで今年度から中核機関というのを法令上の設置を市町村でしなさいというふうになりまして、これも社会福祉協議会さんに委託をしております。

それで、今、結果的にケアマネージャーさんとかが、例えば、お金なんかも本来は後見をつけて、しっかり後見人が管理すべきところを、どうしようもなくケアマネージャーさんがちょっ

とずつ預かってしまうとかという事案もあって、それは本当によくないと、できるだけきちんとした形にして欲しいということもあって、それで多分相談に行っても、なかなか来てもらえないので、ちょっと社会福祉協議会さんとも話しているのは、個別に各ケアマネージャー事業所とかに、中核機関として社会福祉協議会の職員が出向いて行って、いろいろなケースの中で、こうやって貢献につなぐというところの指南とか、言ってみれば助言、助言どころか伴走的な支援ですね。そういったことをすることで、掘り起こしていけないかなというか、適切につなぐべき方をおつなぎできるのではないかなというふうに考えていまして、今ちょっと社会福祉協議会さんもそのあたりを試行錯誤して、ちょっといろいろ検討するというような状況でとりあえず形としては、社会福祉協議会さんも器は広がりまして、中核機関ということで責任ある立場を担っていただいている形がありますので、これでどうにか進めていきたいなというふうに考えています。

○委員（高原邦子）

そうすると、今そういった社会福祉協議会さんが多く受け入れられるような状況になったので、今のところは、今の状況いろいろなケアマネージャーさんとかいろいろな方で、いろいろと困っている人たちの人数をカウントしていても、今のところこれでひとまずは安全、安心ということで、万が一これがもっと大きくなって、身寄りもないとか、いろいろなことでお金の出し入れとか、そういったものに制約がかかってくる場合のためには、まだまだ時間的な余裕はあるというふうに捉えてよろしいんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今、枠は本当に広がりまして、あと社会福祉士のほうでも1人社会福祉士さんが独立して開業された方がいらっちゃって、普通の障害の事業所なんですけど、その方も後見もやりますということで、社会福祉会さんの中の受け皿もちょっと増えた状態であります。

また、ちまたでは市民後見人を増やそうということで国なんかも動いているんですけど、ただ私たちはちょっと市民後見人はなかなか実際のところ実績的にはなっていないのではないかなと思いがあって、今年度の施策でも出させていただいているんですけど、資格を持った潜在的な社会福祉士の方に、社会福祉の後見をするためには結構研修を受けなければいけないんですけど、そのあたりの研修費を全部支援するので、何とかその後見の受け手となって欲しいということで、市民後見よりも社会福祉士を掘り起こすのが手っ取り早いというか、近道になるのではないかなという思いがあって、一応そういった施策も今回組んで、実際にちょっと1人の方も今向かっているというようなことがあって、このようなことで今のところはようやくこのようなことで、受け皿としては大分、安心できるところへ来たかなと。

ただ、あとはもう実際につなげていくところが、これからまだもう一歩やらなければいけないなという感じです。

○委員（籠山恵美子）

後見人の受任専門員というのは、例えば、その社会福祉士の方が資格を取りやすいのかな。

あと、全く一般市民が、こういう受任専門員の資格を取ってもいいですよみたいなのは駄目なのか、ほかのそういう社会福祉士さんではなくても、例えば、ケースワーカーの資格があると、こういう受任専門医になりますよとか、そのあたりの資格を取れる要件というのはどのぐらい広

いんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

受任できる専門という方はやっぱり社会福祉士とか行政書士とか、司法書士とかそういう弁護士です。ごめんなさい、先ほど行政書士と言いましたが、弁護士さんとかそういう士業の方になるんです。それ以外は法人後見といって法人で責任を持って後見する、法人の職員さんは別に専門資格がなくても、法人で後見するのでチームで後見するみたいな感じなんですね。そういうのだと、施設法人、社会福祉法人さんとかの職員さんが教え合ったり、OJTのような形で順番にやっていくことができるということです。

それで、それ以外はやっぱり結果的には市民後見人という形になるもので、市民後見人というのは今年度から県のほうでも養成講座が始まりまして、いよいよちょっとずつですけど、後見人の育成にも入っていますけど、ただ、なかなかやっぱり市民後見人というのはハードルが高かったり、市民後見人になっても、さらに誰か後見人をバックアップする専門士業の方がつかないといけないとか、いろいろあって、僕たちもなかなかそこが現実的になるにはもっと先なのかなという思いでおりますが、そんな感じです。

●委員長（葛谷寛徳）

これで、質疑を終わります。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（渡邊康智）

先ほど高原委員のほうからご質問があった不妊治療への助成に対する、その後の成果の実数について調べてもらいましたので報告をさせていただきます。

体外受精のような高度な技術を使った不妊治療、特定不妊治療というふうに言われておりますが、こちらが令和3年中に13名の方に助成しておりますが、そのうち、その後妊娠に至ったのが6名の方、ちなみに参考までに、令和2年度については13名に対して妊娠に至ったのは7名ということでございます。

また、一般不妊治療につきましては、令和3年中13名の方に助成し、うち妊娠に至ったのが4名、令和2年につきましては、6名に対して2名が妊娠に至ったというような成果が出ておりますのでよろしく願いいたします。

◆認定第2号 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

●委員長（葛谷寛徳）

それでは、次に認定第2号、令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、続きまして主要施策の成果に関する説明書の84ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計、まず事業勘定でございます。国民健康保険は平成30年度より都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営に参画し、財政運営の責任主体となることで、保険制度の安定化を図る大幅な制度改革が行われるところでございます。令和3年度は制度改革の4年目でございます。

次ページをお願いいたします。85ページ、1国民健康保険料でございます。下の表を御覧いた

だきますと保険料率の状況につきましては、令和2年度と令和3年度で変わりございません。令和3年度につきましてもコロナ禍を勘案いたしまして料率につきましては据え置きとしたところでございます。

次ページをお願いいたします。次ページの表中です。2の被保険者数の状況を御覧いただきますと減少に転じておりますが、こちらにつきましては、この下のほうの前期高齢者数というところを御覧いただきますと58人ということで、人口減少だけではないという要素が見えてくるかと思えます。

それから、3の財政調整基金の状況でございます。令和3年度の年度末残高につきましては3億1,641万3,000円ということで、3,341万6,000円増加をしております。本年度の保険料の価格に転嫁するために備えているものでございます。その下段でございます。市の保険料水準につきましては、県内でも最低水準でありまして、統一の際には被保険者の負担が急激に増加する可能性があります。このため、令和4年度までは、財政調整基金による補填を行いつつ、令和5年度より段階的に保険料率を上げることとしております。県全体の国民健康保険加入者の高齢化に伴う医療費の増加等により、納付金の額は今後も増加を続けていく可能性が高いと推測されます。基金繰入金や国保財政計画とのバランスを考慮しつつ、毎年度最適な保険料率の設定に取り組んでいきたいと思っております。

2徴収の適正化です。一番下段です。現年度分の収納率は98.94%となり、前年度比で0.08ポイントのマイナスになりました。収納率が低下した理由として、令和2年度において新型コロナウイルス感染症の影響による減免額が多かったことがございます。飛騨市の収納率は県内でも高い状況にございますが、引き続き悪質なケースには、預金差し押さえなどを積極的に行いまして、給付などの申請時には、納付状況の確認、納付相談を実施しながら、財源と公平性の確保に努めていく所存でございます。

3の療養給付費です、次ページをお願いいたします。下段を御覧ください。令和3年度の給付総額は18.7億円となり、対前年度比約0.5億円、2.74%の増加となりました。内訳では療養給付費の一般被保険者分全体で4,700万円の増加となっており、新型コロナウイルス感染症流行前とまではいかないが、入院外来等の件数が徐々に回復している状況がうかがえる。

なお、今回の回復傾向により、1人当たりの給付費は対前年度比1万6,216円増加となりました。また被用者に対する新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金は該当がございませんでした。次ページをお願いいたします。89ページの下段です。5保険者努力支援制度です。保険者、いわゆる飛騨市のことでございますけれども、努力に伴う取り組みに対するインセンティブとして交付金が配分されるものでございます。

次ページをお願いいたします。表の上段です。歳入の関係でございますけれども、特別交付金でございます。配点につきましては、以下の項目により積算ということですが、右側を御覧いただきますと、飛騨市の令和3年度を960点が満点ですけれども、807点ということで、こちらの数字は県下、県内で第一位でございます。全国でも第11位ということで、高い得点をいただいているというところでございます。引き続き事務事業の見直しにより、財源獲得に取り組んでまいりたいと思えます。

次ページをお願いいたします。中ほど、6特定健診特定保健指導事業でございます。一番下段

のほうでございます。コロナ禍の中特定健診は日時指定で受診日を案内するなど、感染防止対策に努めながら実施をいたしました。今後も受診率向上に向けて事業を展開するとともに、特に医療費の増加につながっている重症化予防に取り組んでいく所存です。

ちなみにでございますけども、令和2年度の特定健康診査の実施率が65.6%、特定保健指導の実施率が92.2%、どちらも全国の812自治体、これは市区でございますけども、1位ということでございます。

続きまして、直営診療施設会計についてご説明を申し上げます。ちょっと飛びますが155ページをお願いいたします。国保診療所の運営ということでございます。医療過疎地域における5つの診療所と、平成29年11月6日に開設したこどものこころクリニックの運営を経理しております。河合診療所、宮川診療所、こどものこころクリニックには常勤医師を配置し、その他の診療所は、非常勤医師により、週一日二日の短時間の開所により運営をしているところでございます。次ページをお願いいたします。次ページにつきましては各診療所の運営体制と運営状況でございます。

続きまして次ページをお願いいたします。157ページ3です。診療活動、地域活動と状況の中で、引き続き新型コロナウイルス感染症対応として、発熱外来を行っております。河合診療所、宮川診療所で御覧の日数、患者数検査数をこなしているところでございます。

それから、4医療機器整備といたしまして宮川診療所の超小型超音波画像診断装置の更新、これは年数経過による機器の購入でございますけども、過疎債を50万円充当させていただいているものでございます。簡単ですが以上で説明を終わります。

●委員長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

今、説明がありました156ページの資料で、こどものこころクリニックについてちょっとお尋ねします。確か平成30年9月議会で中嶋議員が、こどものこころクリニックの黒字化はいつ頃ですかの問いに対して、当時の部長は令和2年度には収支バランスが取れるというふうに答弁されております。

しかし、平成30年及び令和1年度の2年間で7,500万円の大赤字なんですね。その後、今回も赤字計上されていますけども、ずっとトータルしてみますと、累積赤字は既に1億円超えていると思います。当然、この件については飛騨市民の負担が大きくなっているはずですよ。

そこで、当初から関わっておられる都竹次長に幾つかお尋ねします。1日当たりの患者数は、令和1年度は9.3人だったのですが、令和3年度は7.8人で、1年当たり1.5人の減少となっております。したがって現在も患者数は減少傾向なのでしょうか。答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今の令和3年度の平均患者数が下がっているということなんですが、実は令和3年度、昨年度は臨床心理士が1名退職をされまして、それで欠員の募集をかけていたんですが、なかなか集まらないということがありました。

臨床心理士は基本的には福祉のほうの人材になるわけで、医療の人材というたてつけではないんですけども、ただ、実際に先生が診療をたくさんしようと思うときに、心理士にやっぱりいろいろなことを手分けする場合があって、そのあたりがちょっとうまくできていなかった。できて

いないと言うか、振れないのでどうしても対応力がその分下がったというところが、原因になっているかなというふうには思っております。また、新型コロナウイルス感染症のこともあって、若干患者数的な影響があったのかなというふうには思っております。以上です。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、令和元年度と比べれば、当然、令和3年度は180万円の外来収入が減っているわけですね。そういう中でお医者さんは確か2名ですよ。臨床心理士は現在2名、看護師1名、事務職2名の7名体制ですが、私は患者数が減っていく中で、私は患者数が減るということはいいことだと思うんですよ、ある意味ではね。それは患者さんが治っているということもありますからね。この体制では、私は赤字幅がなかなか改善されない、逆に大きくなると思いますが、その点はいかがでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

一昨年、令和2年度に野村議員がおっしゃられましたように、開設当初から黒字化を数年ですと言っていたところが、なかなかそういう体制になっていかないということで、それで様々ご質問を受けたわけでございます。その中で2年前にやはりこの状態がどうなんだということで、いろいろ分析をさせていただきました。それは令和2年度議会で一般質問の答弁でも申し上げまして、その上で3月の議会で予算ということでご提案をさせていただいて、議決いただいてという流れでございますけども、やはり一番の問題点というのが心理士であったり、看護師であったりという職種ですね。こういったものが児童精神科の場合は、実際にそこが動いたことでの報酬が取れる体系がないということです。平成29年度にオープンしたときは、医師1人と事務員1人の体制でオープンしました。極端な話ドクターが1人いれば、児童精神科診療所というのはできるというところですが、ただそれだけでは本当に飛騨市が目指している様々な子供たちの支援ができるのかということを考えてときに、やっぱり学校とか家庭とかいろいろなところへの影響、児童精神科医療というのは周りが変わっていくとか、周りを変えるための環境調整というのが一番重要なところでして、やっぱりそういったソーシャルワーカー的な方とか、心理の見立てができる方がいないと、本質的なところがうまくいかないというのがございました。

それで、やっぱり心理士というのは、いるんですが、ただ、医療の世界では、それを担保できるものがないということです。その折もあったんですが、発達支援センターのほうでも、はびりすへの委託をはじめ、そのときも心理職を会計年度任用職員で任用したり、やっぱり専門の職員がいないと、本当の子供たちへの大切な支援体制が組めないというようなことがあって、そこはやっぱり福祉として重要なんだということをやりながらも思い知っていくということでもございました。

そういったこともあって、やはり心理士とかを削るわけにはいかないというところの中で、元来それは福祉の支援なんだということを分析といいますか、振り返った結果、そこを医療でもっているんで、当然医療機関としての構造的には難しいものがあるということ結論付けまして、2年前に、そういった人件費の組み替えをさせていただいたというところですよ。

その結果によって、まだ1,000万円の赤字というような形ですが、普通交付税のほうの需要額の中に一診療所あたり710万円という需要額算入がございまして、あと、このクリニックができてから県知事に要望しまして127万円ほどの補助金を毎年いただけるようになりました。850万円くら

いが財源としてもらえているというのがございますので、そこへ持ってきて、やはり議会の中でも、高山市からお金をもらわないのかという議論が相当ございました。それについてはふるさと納税の中で、患者さんに飛騨市への納税を呼びかけるようなこともやってきましたし、全国的にもいろいろなところへ呼びかけていくというようなこともやって、ふるさと納税という財源も持って、そういった福祉的な部分の人件費を担保していくというようなことも考えて、令和2年度の3月議会のときに大きく整理をしたというところです。

患者数自体は減って、患者数の減少ということだったんですが、患者数が減ったというよりは、先ほどのように心理士がいないことで、ドクターがその日に対応できる患者さんの数が、対応力の数がちょっと減ったというところで、患者自体は、おおよそは減っていないというところです。

やはりいろいろな方が、でも、結構ふらっとのほうとの連携の中で、いろいろ適切に医療につないでいただいていますので、医療までいかななくてもいい支援のほうは、そちらの支援を受けていただくというような、このような体制も取っているところです。

といったことで、長い答弁ですみません。ちょっと的を得ていないかもしれないんですが、いろいろとこのような事情を考えての今になっているということでございます。

○委員（野村勝憲）

この表で河合の診療所をちょっと見てください。患者さんは約20名ですね。河合診療所のスタッフといますか。お医者さんは1名、看護師3名、事務職1名の5名で、こどものこころクリニックの約2.5倍にあたる20人の患者さんを診ていらっしゃるんですね。こういったところと比較して、本当に今のスタッフ体制でいいのかということは、検証されていないのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

児童精神科医療というのは、やはり1人に対しての診察時間がすごく長いと、これまでもいろいろなところで申し上げております。やり方として、例えば5分で再診を済ませて、1日20人くらいドクターが診るというやり方、このやり方自体も現にこどものこころクリニックの藤井所長のほうも、かつての診療所の中では、そういった診療した実績も持っておられます。最初はそのようなこともおっしゃっていらっしゃって、フル回転でいけば20人は診れますと。

ただ、やっぱりどうしても診察の質というのはもう非常に落ちてしまいますので、それでいいのかというところです。そこをオープン以来いろいろと私たちも吟味をする中で、やはり簡単な診療でどんどん回せばいいという考え方ではなく、ちゃんと必要な子に必要な医療を届けていくというような考え方があるだろうというところです。ということで児童精神科診療所というのは、もともとこういった内科の診療所の患者数さばきと同類に見るという次元がちょっと違う部分があるということだけのご理解いただきたいなと思います。

○委員（野村勝憲）

そうしましたら患者さんは、飛騨市は現在何名で、それから高山市は何名か、その辺のところをちょっと発表していただけますか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

令和3年度中のこどものこころクリニックの年間の患者数ですけども、これはカルテ数になるんですけども、飛騨市で119のカルテ、高山市においては205のカルテでございます。そのほか、下呂市においては33の数で、あと郡上市は17、白川村は3というように続きます。以上です。



## ○委員（野村勝憲）

ということは大体、飛騨市の倍ぐらいのカルテ数ということなんですが、私は最近、高山市ではある選挙、市長選ですけども、高山市の候補者2名が立候補された方ですけども、両方とも同じことを言われました。52%は飛騨市のこどものころクリニックの患者の52%が高山市の患者だということで、やはり高山市には必要なのではないかとということを訴えられていました。そういったことが市民にも伝わっていていると思います。

したがって、私は前も言いましたけども、こういう問題は、高山市でそういうニーズが起きてきているということは、やはり前とは違ってきているわけです。それと、前の市長さんは、どちらかと受け入れないという方針だったと思います。したがってやはりこういう患者数を見た場合、やっぱり広域で今後対応していかないと、飛騨市のリスクが大きくなっていくということを私は改めて感じているんですけども、その辺、市長いかがですか。

## △市長（都竹淳也）

今、何しろ何度も繰り返し申し上げているんですが児童精神科というのは全国でも本当に数が少なくて、本当に広域で運営してドクターも置ければいいんですが、岐阜県の中でも10人いない状況ですから、しかもこれは育成がとても難しい。それはなんでかという、個別のクリニックを開業しても、なかなか採算が取りにくいので、どうしても公的機関がやっていくことになるということを考えますと、やっぱりこうしたドクターが来てくれて開設できているということがいかに重要なことかということになりますし、それを飛騨市が中心でやっているんですが、今の国の交付税の支援も得て、現実的には一般会計繰入の部分は大半がそれでカバーできているということになっているわけですから、そうした中で運営できているということ自体が非常に幸せなことであるというふうに思いますし、また高山の皆さんに使っていただいているからこそ運営ができていくわけでありますので、高山市内で同じような児童精神科のクリニックが開業されれば、大変いいことだというふうに思いますし、今でも予約を受けきれていない状況ですから、そうしたことを考えると、広域というよりも広域で使っていただきながら、こうしたところも使っていただきながら、もし高山市でそうしたクリニックが開設されればそれは大変いいことではないかなというふうに思っております。

## ○12番（高原邦子）

私はこのクリニックは本当に必要だなと思っています。今、赤字が、赤字がという。ただ、ふるさと納税でクリニックに寄附している人も私知っています。そういったものでも集まっているということ、市長も都竹次長も言われていますけど、児童精神科医が日本全国いかに少ないか。市長も言われたけど、本当に個人で児童クリニック、児童精神科をやっていくとなると保険医は無理なんです。保険では賄いきれない。こういったことは、やっぱり厚生省なりに、やっぱり点数の計算、そういったことは別口で訴えていくべき問題で、本当に家族を見ていかなければいけない。子供だけではないという児童精神科の難しさというものを、私、飛騨市民の皆さんも知っていただければ、本当にすごい医院が飛騨市にあるだと。なかなか、本当に得られないものもあるんだと、すごいねと。私、全国のいろいろな地域の人から飛騨市はすごいねと言われたんです。ですから、やっぱり誤解が市民にあってはいけないので、やっぱりどうして必要なのかということを、もう少し市民にも分かりやすく、児童精神科の大切さ、また、問題点と言うのはおかしい

ですけど、お金にカウントされない今の保険制度のあり方とか、そういったことも含めて、しっかりと市長やら次長が言われたことを説明していけば、私は分かってくださると思うんです。共感を持ってくださると思うので、私はぜひ、これはビー・バイ・シーみたいなことを言って、なくしてもらいたくない、本当はすごいことをやっているというふうに思っているんで、応援になるかどうか分からないけど、ちょっとその辺、また違った角度で、厚生省なりにも言っていくと、どうでしょうか、いろいろな角度で支えていくというふうにもっていつてもらいたいと思いますが。

#### △市長（都竹淳也）

おっしゃるとおりで、そもそも開業の児童精神科が成り立たない診療報酬の構造になっているというところにとっても大きな問題があります。

私は今、社会保障審議会の医療部会の委員をやらせていただいているものですから、あと、全国市長会の地域医療確保対策会議の副座長もやらせていただいているので実は両方の場で申し上げています。特に社会保障審議会の医療部会は、全国の一番、医療方針を決める中核なものですから、ここで、そもそもこうした小児の精神科医療の診療報酬というものが、それで成り立つ体系になっていないということの問題点は指摘をさせていただいています。

ただ、先ほど来の議論にあるように児童精神科が何たるかということが、そもそも理解がされていないので、内科医の診療と児童精神科の診療が全く同じに捉えられて、その意味とか価値がなかなか伝わらないという問題がある。

ただ、これはある意味で当事者になってみないと分からないところもあって、言葉を尽くしても、例えば、ご自身の子供さんとかお孫さんが関わらないといけない状況であれば、初めて分かるのでしょうけれども、そうでないと意味が分からないということが多くて、ここは非常に難渋をしています。

ただ、現実ここで診療を受けられた方がいかに助けられていて、つい先日の土曜日もその話を不登校の支援の会のお母さんたちから聞いたんですけど、やっぱりどれだけ救われているかということを見ると、これを行政がしっかりとやらないといけない政策医療であるというふうに私は思っているんで、これは現実には数字としては、今言ったように先ほど次長から説明もありましたけど、元来医療にカウントできない部分を無造作に入れていたところが問題であって、そこを議論の土台にする必要はない、今のこの数字が一番正しい数字だというふうに考えると、地方交付税の措置をもって考えると十分一般会計の中で飲み込んでいける水準、数百万円ということですから、そういうことを考えますと、これはしっかりとこれだけ喜んでいただいているわけですから、市の特徴としてもそうですし、地域はもちろんです、子供たちと家族の安心、本当にそれで不安を解消するということで、しっかりと維持をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ●委員長（葛谷寛徳）

ほかにごいませんか。

#### ○委員（籠山恵美子）

この問題ですけど、やっぱりこういうこどものこころクリニックのような療養に大事な施設というのは、経済学の見線で見たいけないなと思います。だから、そういう儲かるか、儲からな

いかなだけの目線ではなくて、これが波及する地域の子供さんを抱えている家族も含めてですけど、長期にわたる大変なやりとりだと、戦いだと思いますから、そういうものを飛騨市が設置したというのはとても重要なことだと思います。

ただ、やっぱりその患者さんがいて、病院とかこういうところのある程度運営が成り立つとすると、そのネックになっているのが臨床心理士なんですよ。それが足りないんで、患者さんを増やせないということなんでしょう。手一杯で、では、こどものこころクリニックの問題で一番大事なのは、臨床心理士をどうやって増やしていくかということだと思っんですよ。そのことの行政の努力が見えれば、私たちは、今のところ黒字でよかったなんていう状態でなくても、大事なのは臨床心理士スタッフの確保、そのことについて見通しはあるんですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

すみません、臨床心理士につきましては、令和3年度に1人退職されたんですけども、4年度の4月1日募集ということで、3年度のうちに募集をかけましたところ、おかげさまで1名採用なりまして、今2名体制で従前どおりという形で戻って運営をしておりますのでお願いいたします。

○委員（前川文博）

私、こどものこころクリニックの運営がいいとか、悪いとかという意味ではないんですが、ちょっと今、財政需要額の話が先ほど出たので、ちょっと確認したいんですが、先ほど基準財政需要額に710万円という話があったんですが、それで百何十万円の補助金が出てという話だったんですが、財政課長にちょっと聞きますけど、前はほかのところ、基準財政需要額というのはあくまでも算定する数字であって、それが100%来ていないというような話もほかの答弁であったんですけど、この辺は実際どうなる。今だともうそのままきいているような雰囲気の話、前はそうではないという話があったと思うんですが、そこはどうなんですか。

□財政課長（上畑浩司）

先ほどから申し上げている基準財政需要額710万円という金額ですけれども、これは交付税の解説のほうに明確に一診療所あたり710万円という単価がうたってあります。したがって、飛騨市は5つ診療所があるものですから、その5倍が入っているんですけど、それは議員がおっしゃるとおり、計算上710万円というものが基準財政需要額に上乘せされているということでもあります。これが実際には710万円キャッシュで来ているのかということは考え次第なんですけれども、もしこどものこころクリニックがなければ、基準財政需要額は710万円少なくなるわけですから、これは実際に710万円上乘せされて交付されているというふうに考えても、自然の話かというふうに考えております。

○委員（前川文博）

そうしますと、基準財政需要額、飛騨市の出た部分は、まるっときているという考えでいいんですか。確か前そこが6割とか7割とかそういう話があったと思うんですよ。

□財政課長（上畑浩司）

地方交付税、普通交付税なんですけれども、基準財政需要額というのが、飛騨市の標準的な行政サービスを実施するのに必要と思われる金額を積み上げたものが、基準財政需要額です。それに対して基準財政収入額、いわゆる自己財源として税金とか、そういったもので賄える金額とい

うのが基準財政収入額といわれるもので、交付税というのはこの基準財政需要額、必要額から基準財政収入額、自分たちで賄える財源を引いたものが交付税でありますので、それによって標準的な行政サービスが実現できるという国の制度でございます。

●委員長（葛谷寛徳）

特にないようでしたら、これで質疑を終わります。

◆認定第3号 令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算について

●委員長（葛谷寛徳）

次に認定第3号、令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、続きまして主要施策の成果に関する説明書の92ページをお願いいたします。92ページです。後期高齢者医療特別会計です。1の健康保持増進事業といたしまして後期高齢者医療保険は県内の自治体により設置された岐阜県後期高齢者医療広域連合で運営されており、市は主に保険料の徴収や給付申請の受け付けなど、市民の窓口としての業務を行っているほか、加入者の生活習慣病の早期発見、早期治療と医療費の適正化を目的とした健康診断補助事業を広域連合からの受託事業として実施しているところでございます。

次ページをお願いいたします。次ページの下段です。すこやか健診につきましては、令和2年度から市民の利便性を図るため、高山市と相互受診を開始しております。後期高齢者にあつては定期的に医療受診されている方が多いこともあって、受診率が伸びておりません。さわやか口腔健診においては、平成30年度から高山市、白川村との相互受診を行っております。口腔ケアが全身の健康維持に密接に関連することを説明し、積極的な受診勧奨を行っている効果もあって、年々受診者数が増加しており、受診率は県の平均を上回っているところでございます。双方とも引き続き受診勧奨を行ってまいりたいと思っております。以上で説明を終わります。

●委員長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（葛谷寛徳）

特に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆認定第4号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

●委員長（葛谷寛徳）

続いて、認定第4号、令和3年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、引き続きまして主要施策の成果に関する説明書165ページをお願いいたします。165ページです。介護保険特別会計です。総括事項といたしまして、第8期介護保険事業計画期間の今年度は1年目でございます。介護保険法の規定に基づき、要介護認定・要支援認定に関わる

事務及び第一号被保険者保険料の徴収、保険給付費等を実施し、介護保険制度の円滑な運営に努めました。介護サービスでは、障害福祉事業所で介護サービスが利用できる共生型サービスの創設や今後、ニーズが増えることが予想される基準緩和型サービスの拡張等を事業者とともに調整を行いました。

また、介護認定審査会では、新型コロナウイルス感染症対策及び介護認定審査員の負担軽減等を図ることを目的に介護認定審査会のオンライン化の検討を進めました。

施策の概要を御覧いただきますと認定者数でございます。合計は次のページでございますけども、令和3年度は1,901人、令和2年度は1,925人、認定者数としては24人減少しております。令和2年度までにつきましては軽度者が増加傾向でしたが、令和3年度は認定者は減少しております。軽度者は減少、重症者が増加という結果となっているところでございます。

次ページをお願いいたします。1の介護給付費保険勘定でございますが、保険給付費の決算額につきましては、前年から約4,800万円、1.64%の減少となりました。

次ページをお願いいたします。課題及び対応策のところでございますが、要介護認定新規認定者数の申請者や要介護認定者数の減少に比例するように介護給付費が減少をしております。今後は中重度への進行を防ぐためにも、要介護、要介護認定を受ける前の状態である事業対象者など、軽度者が利用する介護予防や生きがいを目的とした通いの場や、家事支援を中心とした訪問介護サービスが必要であります。令和4年度に創設された医療・介護・福祉機関の新設・拡充に対する人的支援制度による補助金等を活用し、令和4年8月から神岡町で基準緩和型通所サービスを開始するなど、基準緩和サービスのさらなる拡充に努めます。

また、ケアマネージャーとの意見交換を定期的に行い、市独自制度等、現行制度の見直し、または拡充を行い、より効果的な在宅介護サービスにつながるような取り組みを行っていく所存です。

次ページをお願いいたします。168ページ、3介護予防・日常生活支援サービス事業につきましては、中ほどになります。平成30年度より、介護予防の重点項目を評価して交付される保険者機能強化推進交付金が創設され、さらに令和2年度より、介護予防のさらなる強化した取り組みを評価される保険者努力支援交付金が創設され交付が始まったところでございます。この交付金につきましては、地域支援事業の財源となる第一号被保険者納付保険料による法定負担分を軽減する財源として活用させていただきました。引き続きの取り組みを推進しておきます。

戻りまして158ページをお願いいたします。158ページ下段です。介護保険制度の地域支援事業です。介護保険制度の中では、介護サービスの円滑な提供のみならず、地域における介護予防の推進、高齢者の生活支援の体制づくり、認知症高齢者の地域支援体制づくり、住民による支え合い体制づくり、在宅による医療・介護の円滑な連携体制構築を並行して複合的に進めることで、地域包括ケアシステムの確立を図り、制度理念を再現するまちづくりを進めることを目指しております。地域支援事業は、介護保険の財源を活用しながら国が定めた事業スキームの中で、これら高齢者の自立支援に資する市町村ごとの課題に応じた事業展開を行う事業として重要な位置付けの事業となっております。

160ページをお願いいたします。一般予防介護事業の関係でございます。中ほどです。令和3年度では、シルバーリハビリ体操指導士養成講座を開催いたしまして、29名の方が指導士として誕

生いたしました。既に地域で活動を始め、教室を行っている方やデイサービス事業所で取り組まれている方、朝霧連合会に声をかけている方など、指導者みずから動き、体操を広めており、神岡地区においては、団体を作る動きもあるところでございます。

下段です。3認知症関係事業です。民間の相談窓口、オレンジの森を新設いたしました。認知症地域支援専門員を1名配置し、認知症事業を行っております。さらに認知症地域支援推進員を地域包括支援センター職員1名が新たに取得し、2名配置といたしました。また、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、キャラバンメイトとの協働等、地域の支援体制づくりを気軽に相談ができる「物忘れ相談窓口」の充実を図りました。令和4年度につきましては相談窓口を神岡にも設置しているところでございます。

164ページをお願いいたします。指定介護予防支援事業、事業勘定分でございます。中ほどです。近年につきましては要支援認定者や事業対象者の増加に伴い、ケアプラン作成数も月平均で、前年比14件増の260件となっており、地域包括支援センター職員と委託している居宅介護支援事業所とも、できる限りケアプランの作成を行っておりますが、令和3年度末では、ケアプラン作成を要する要支援者及び総合事業対象者の合計が706人と、平成27年度末の総合事業導入時点の367人と比較しても、6年間で339人も増加となっており、ケアプランを作成管理する地域包括支援センターでの対応も限界が近づいております。地域包括支援センターでも増員等を行いながら、何とか増加するプラン作成に対応できてきましたが、民間事業所で退職等による原因もあり、その状況は予断を許さない状況にあります。令和3年度に新設したケアマネージャー確保策によりまして、休止していた事業所が再開し、事業所数を増やすことができました。さらに市内の事業所と地域包括支援センターで協力し合ってケアマネージャーとして働ける方を見つけ、採用増員に向けての事業所への支援策や要支援者のケアプラン作成を受託してもらいやすくするため、委託料の増額を図るなど、策を講じているところでございます。今後もケアマネージャー不足が慢性化の傾向でございます。継続的にケアマネージャーの確保策に努めていく所存でございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（葛谷寛徳）

特にないようでしたら、質疑を終了したいと思います。これで質疑を終わります。

◆閉会

●委員長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の決算特別委員会を終了いたします。明日、3日目は午前10時から再開をいたします。長時間のご審議お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時27分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 葛谷寛徳